避難情報に関するガイドライン
（別冊資料）

別冊資料Ⅰ　情報システムで提供される防災気象情報等

5.1.1　気象情報、気象注意報・警報・特別警報

(1) 気象情報

台風情報　：台風が発生したときに発表される。台風の位置や中心気圧等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報がより更新頻度を上げて提供される。

府県気象情報　：警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために、都道府県単位（北海道、沖縄県ではさらに細かい単位）で適時発表される。

(2) 気象注意報・警報・特別警報

気象警報等　：気象現象等によって災害が起こるおそれのあるときに発表される。注意報、警報、特別警報の 3 種類がある（洪水についての特別警報はない）。また、気象警報等の内容には、各市町村における今後の注意報級・警報級の現象が予想される時間帯、最大 1 時間雨量、最大風速、最高潮位等の量的な予想値も記載されている。

気象警報・注意報は、居住者等の安全確保行動がとられるまでに要する時間を考慮して、災害に結びつくような激しい現象が発生する 3～6 時間前（ただし短時間の強雨については 2～3 時間前）の時点で発表することが基本とされている。また、6～24 時間以内に警報基準に到達する可能性が高いと予想されている場合には、警報に切り替える可能性に言及した注意報が発表される。

「早期注意情報」は、警報級の現象が予測されるときに、その可能性が高・中の２段階で発表される。数日先の「早期注意情報」は、台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等が主な対象であり、翌日までの期間の「早期注意情報」は、積乱雲や線状降水帯などの小規模な現象に伴う大雨等から、台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等までが対象となる。

これらの気象警報等のうち、「早期注意情報」は警戒レベル１として発表され、居住者・施設管理者等に災害への心構えを高めることを促す。また、大雨・洪水・高潮注意報は警戒レベル２として発表され、居住者や施設管理者等に対して避難に備えた避難行動の確認を促す。

大雨特別警報については、洪水や内水氾濫、土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル５相当情報と位置づけて運用する情報である。

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
気象情報	**台風情報**	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。		・気象庁 HP
	府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、都道府県別（北海道、沖縄県ではさらに細かい単位）に適時発表される。（全国を対象とする「全般気象情報」、全国を 11 に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報」もある。）		・気象庁 HP
	記録的短時間大雨情報	気象庁	大雨警報（浸水害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。		・気象庁 HP
	早期注意情報	気象庁	警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が［高］［中］２段階で提供される。 警戒レベル１		・気象庁 HP
気象注意報・警報・特別警報	大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。警戒レベル２。		・気象庁 HP
	洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水注意報や警報のほか、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。）警戒レベル２。		・気象庁 HP
	強風注意報	気象庁	強風により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁 HP
	波浪注意報	気象庁	高波により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。（津波により、災害が起こるおそれがある場合は、津波注意報が発表される。）		・気象庁 HP
	高潮注意報	気象庁	高潮により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。 警戒レベル２。		・気象庁 HP
	大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。		・気象庁 HP
	洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水警報や注意報のほか、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。）		・気象庁 HP
	暴風警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁 HP
	波浪警報	気象庁	高波により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。（津波により、重大な災害が起こるおそれがある場合は、津波警報が発表される。）		・気象庁 HP
	高潮警報	気象庁	高潮により、重大な災害が起こるおそれがある場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表される。		・気象庁 HP
	大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。		・気象庁 HP
	暴風特別警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。		・気象庁 HP
	波浪特別警報	気象庁	高波により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。（津波により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合は、大津波警報が発表される。）		・気象庁 HP
	高潮特別警報	気象庁	高潮により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表される。		・気象庁 HP

※下線ゴシック体の情報については、後段で情報の表示例を示している。（以下の表全て同じ）

5.1.2　雨量に関する情報

（1）地点雨量

アメダス　　：各観測地点で実測した降水量：10 分毎

テレメータ雨量、リアルタイム雨量：各観測地点で実測した降水量：10 分毎

（2）面的な雨量

レーダ雨量（C バンドレーダ）　：1km メッシュ、5 分毎

レーダ雨量（XRAIN）　：250m メッシュ、1 分毎

リアルタイムレーダー　：各レーダー情報の重ね合わせ：5 分毎

解析雨量　：レーダーとアメダス等の降水量観測値から作成した降水量の分布：1km メッシュ、10 分毎

高解像度降水ナウキャスト　：レーダー実況と 1 時間先までの降水強度
：（30 分先まで）250m メッシュ、5 分毎
（35 分先から 60 分先まで）1km メッシュ、5 分毎

降水短時間予報　：15 時間先までの 1 時間毎の降水量分布の予想
：（6 時間先まで）1km メッシュ、10 分毎
（7 時間先から 15 時間先まで）5km メッシュ、1 時間毎

（3）流域平均雨量等

洪水予報河川、水位周知河川及び水位を監視している河川の氾濫に伴う市町村の警戒レベル 4 避難指示等の判断に活用できる。特に、山間部などの中小河川など、降雨から洪水発生までの時間が短い河川においては、有効な場合が多い。市町村向け川の防災情報を活用すれば参照できる。

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
地点雨量の把握	アメダス	気象庁	・気象庁がアメダスによって観測した雨量	10 分毎	・気象庁 HP
	テレメータ雨量	国土交通省	・国土交通省河川事務所等が観測した雨量	10 分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	リアルタイム雨量	国土交通省	・国土交通省が保有する情報を集約して提供	10 分毎	・防災情報提供センター（リアルタイム雨量）
流域雨量	**流域平均雨量**	国土交通省	・河川の流域における平均の雨量	10 分毎	・市町村向け川の防災情報
面的な雨量把握	レーダー・降水ナウキャスト	気象庁	・現時刻までの 5 分毎の降水強度分布、及び、60 分後まで 5 分毎の予測降水強度分布を表示したもの。	5 分毎	・気象庁 HP
	C バンドレーダ	国土交通省	・レーダ雨量計によって観測した降水強度分布 ・1km メッシュで観測	5 分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	XRAIN	国土交通省	・レーダ雨量計によって観測した降水強度分布 ・250m メッシュで観測	1 分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	リアルタイムレーダー	国土交通省	国土交通省の保有するレーダー情報を重ね合わせて提供	5 分毎	・防災情報提供センター（国土交通省）
	今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）	気象庁	現時刻までの前 1 時間の雨量の分布及び 15 時間先までの 1 時間毎の予測雨量分布を表示したもの。	10 分毎（実況及び 6 時間先まで） 1 時間毎（7～15 時間先）	・気象庁 HP
	雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）	気象庁	30 分先までは 250m メッシュで、35 分先から 60 分先までは 1km メッシュで、予測雨量、予測降雨強度の分布を表示したもの。	5 分毎	・気象庁 HP

5.1.3　水位に関する情報

(1) 河川カメラ画像

河川カメラによる河川の画像情報

(2) テレメータ水位

国土交通省の河川事務所等が観測した水位：１０分毎

(3) 危機管理型水位計水位

国土交通省の河川事務所等が観測した水位：主に１０分毎（中小河川、水位が急激に上昇する河川ではより短い間隔で提供している場合がある）

(4) 水位予測

洪水予報河川等の水位の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川について、数時間先までの水位を概ね１０分毎に予測

項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
河川カメラ画像	国土交通省、都道府県又は市町村	・河川カメラによる河川の画像情報		・川の防災情報 ・川の水位情報
テレメータ水位	国土交通省又は都道府県	・国土交通省河川事務所等が観測した水位	10 分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
危機管理型水位計水位	国土交通省又は都道府県又は市町村	・国土交通省河川事務所等が観測した水位	主に 10 分毎	・川の防災情報 ・川の水位情報
水位予測	国土交通省	・洪水予報河川等の水位の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川について、数時間先までの水位を予測	概ね 10 分毎	・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）（市町村向け） ・市町村向け川の防災情報

5.1.4　洪水等に関する情報

(1) 洪水予報河川における指定河川洪水予報（水位予測）、水位周知河川における水位到達情報

a)　避難行動を判断する目安とする水位

洪水予報河川及び水位周知河川では、避難行動を判断する目安とする水位が河川毎に定められている。なお、洪水予報河川は、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、その区間を定めて指定される。

洪水予報河川　：　水位や流量の予報（洪水予報）が行われる河川　　427 河川

水位周知河川　：　現状の水位や流量の情報が提供される河川　　1,710 河川

（令和２年７月末時点）

氾濫注意水位（レベル２水位）：水防団の出動の目安

避難判断水位（レベル３水位）：市町村長の警戒レベル３高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起

氾濫危険水位（レベル４水位）：市町村長の警戒レベル４避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

b)　指定河川洪水予報及び水位到達情報の名称と発表されるタイミング

洪水予報河川における指定河川洪水予報、水位周知河川における水位到達情報では、到達した水位に応じた警報等が発表される。指定河川洪水予報、水位到達情報の発表単位に基準となる水位観測所が複数含まれている場合は、そのうち最も危険度が高い水位観測所の水位等に応じた指定河川洪水予報、水位到達情報が発表される。

さらに、洪水予報河川においては、指定河川洪水予報として、避難行動を判断する目安となる各水位への到達にあわせて数時間先までの水位予測が公表される。水位予測は主要な水位観測所毎に発表される。

指定河川洪水予報	状況
氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報[洪水]）	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
氾濫危険情報（警戒レベル４相当情報[洪水]）	・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
氾濫警戒情報（警戒レベル３相当情報[洪水]）	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
氾濫注意情報（警戒レベル２相当情報[洪水]）	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき

水位到達情報	状況
氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報[洪水]）	・氾濫が発生したとき
氾濫危険情報（警戒レベル４相当情報[洪水]）	・氾濫危険水位（レベル４水位）に到達したとき
氾濫警戒情報（警戒レベル３相当情報[洪水]）	・避難判断水位（レベル３水位）に到達したとき
氾濫注意情報（警戒レベル２相当情報[洪水]）	・氾濫注意水位（レベル２水位）に到達したとき

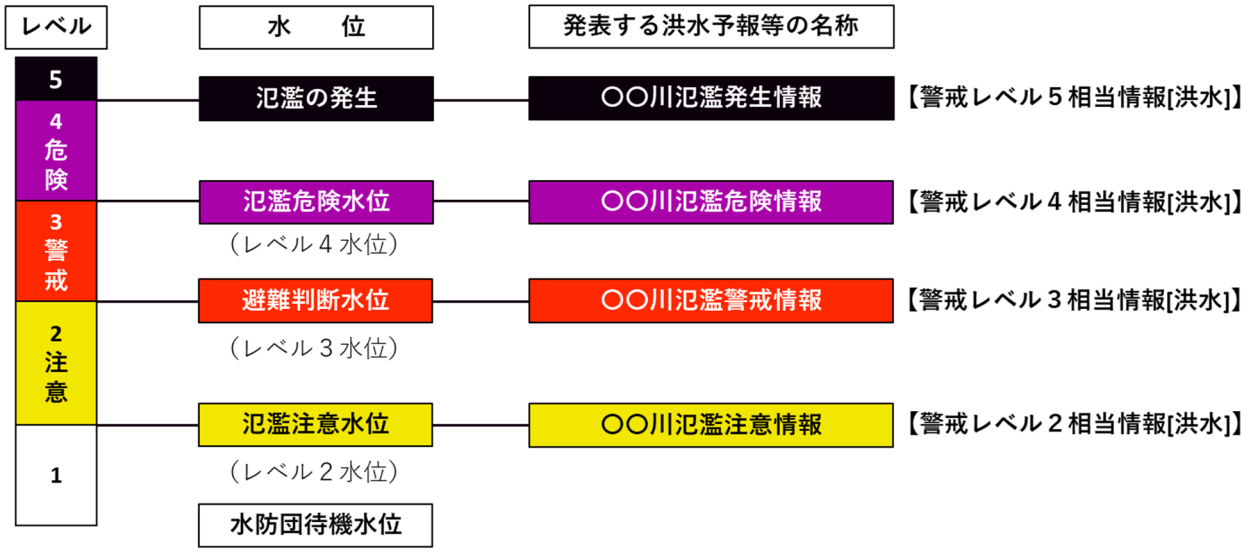

図１　洪水予報河川、水位周知河川における「避難判断の目安となる水位」と指定河川洪水予報、水位到達情報

注1　水位周知河川においては、それぞれの水位への到達時間が接近している場合など、発表が困難な場合も考えられるため、氾濫注意水位（レベル２水位）、避難判断水位（レベル３水位）への到達情報、氾濫発生情報は必ず発表されるものではない。

注2　同じ河川で複数の水位観測所がある場合、洪水予報文では、観測所毎の危険度の状況を主文に記載している。このため、どこの観測所が当該市町村・区域に対応するか確認する必要がある。

注3　洪水予報河川、水位周知河川、水位周知下水道だけでなく、それ以外の河川や下水道（以下「その他河川等」という。）においても、氾濫注意水位（レベル２水位）、水防団待機水位が設定されている場合がある。

(2) 内水氾濫危険情報

水位周知下水道において所定の水位に到達した場合、内水氾濫危険情報（警戒レベル４相当情報[内水氾濫]）が発表される。市町村長の警戒レベル４避難指示の発令判断、居住者・施設管理者等の避難判断の目安となる。

(3) 洪水警報の危険度分布

水位周知河川及びその他河川の氾濫に伴う市町村の警戒レベル４避難指示等の判断に活用する。河川の流域単位で降雨の流出・流下過程を簡易的に考慮した情報。上流域の雨量の予測情報（３時間先までの降水短時間予報）を取り込んで、上流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、洪水警報等の基準値（以下「基準値」という。）への到達状況に応じて５段階に判定した結果が色分けして表示され、3 時間先までの洪水危険度を面的に把握できる。常時 10 分毎に更新される。基準値は、過去の洪水発生時の流域雨量指数の値を網羅的に調査した上で設定しているため、流域雨量指数の計算では考慮されていない要素（ダムや堰、水門等の人為的な流水の制御、潮位の影響及び支川合流の影響、堤防等のインフラの整備状況の違いなど）も基準値には一定程度反映されている。気象庁ホームページで参照できる。

・警戒レベル３相当情報[洪水]　：洪水警報の危険度分布「警戒（赤）」
・警戒レベル４相当情報[洪水]　：洪水警報の危険度分布「危険（紫）」
・警戒レベル５相当情報[洪水]　：洪水警報の危険度分布「災害切迫（黒）」

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
洪水等に関する情報	**指定河川洪水予報**	国・都道府県	洪水予報河川（水位等の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川）について「現況から数時間先まで」の洪水の危険度を発表するもので、国・都道府県から発表される。		・気象庁 HP ・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報 ・緊急速報メール（国の指定河川洪水予報の氾濫危険情報及び氾濫発生情報）
	水位到達情報（河川）	国・都道府県	水位周知河川（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川）について「現況」の洪水の危険度を発表するもので、国・都道府県から発表される。		・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）	国	国管理の洪水予報河川では、水位観測所の水位等に基づき、より短い間隔（200m 毎）での現況水位を推定し、現在の洪水の危険度を表示している。	概ね 10 分毎	・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）（一般向け、市町村向け）
	水位到達情報（下水道）	都道府県・市町村	内水氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する下水道として指定された下水道において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。		
	水位到達情報（海岸）	都道府県	高潮特別警戒水位への到達情報を通知及び周知する海岸として指定された海岸において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。		
	流域雨量指数の 6 時間先までの予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川の流域単位での雨量の予測情報（6 時間先までの降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値を、洪水警報・注意報の判断基準と比較することで河川毎の 6 時間先までの洪水危険度の予測値として色分けした時系列で表示している。水位周知河川及びその他河川において、警戒レベル 3 高齢者等避難等の発令の判断に活用できる。	10 分毎	・気象庁 HP
	洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水発生の危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりを 5 段階に判定した結果を表示したもの。危険度の判定には 3 時間先までの雨量予測に基づく流域雨量指数の予想を用いている。水位周知河川及びその他河川の洪水危険度の 3 時間先までの面的な把握の参考になる。	10 分毎	・気象庁 HP
	大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	気象庁	大雨による浸水害発生の危険度をあらわす面的分布情報。1km 四方の領域（メッシュ）毎に、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを 5 段階に判定した結果を表示したもの。1 時間先までの雨量予測に基づく表面雨量指数の予想を用いている。	10 分毎	・気象庁 HP
	大雨危険度通知	気象庁協力のもと、民間事業者が実施	大雨警報や洪水警報の危険度分布と警報や土砂災害警戒情報等から判定される市町村毎の危険度が高まったときに、メールやアプリ等で通知するサービス。気象庁協力のもと、民間事業者が実施。	10 分毎（危険度が変動したとき）	・気象庁 HP（取組紹介ページ）

5.1.5　土砂災害に関する情報

(1) 土砂災害警戒情報

市町村における警戒レベル４避難指示の判断を支援するため、都道府県と地方気象台等が共同で発表する情報で、警戒レベル４相当情報[土砂災害]に位置づけられている。大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。この情報は警戒レベル４避難指示発令の重要な判断要素であるが、市町村内における危険度には地域差があることから、後述する土砂災害の危険度分布を用いて避難対象区域を絞り込む必要がある。市町村単位で発表されることがほとんどであるが、都道府県と気象台等が、居住者等への情報伝達、情報の利用しやすさ、警戒避難体制等について協議のうえで、市町村を細分した区域ごとに発表している場合もある。

(2) 土砂災害の危険度分布

市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に比べて、時間的、空間的によりきめ細かく土砂災害の発生危険度を把握できるよう、ほとんどの都道府県が、メッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を一般公開しており、国土交通省のホームページから、各都道府県のページにリンクしている。本ガイドラインでは、気象庁が提供する大雨警報（土砂災害）の危険度分布と各都道府県が提供する土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害の危険度分布」と呼ぶこととする。

a)大雨警報（土砂災害）の危険度分布（気象庁提供）

大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）及び土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）等を補足する情報であり 1km 四方の領域（メッシュ）毎に、土砂災害の危険度を 5 段階に判定した結果が表示され、常時 10 分毎に更新されている。避難に要する時間を確保するために 2 時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。気象庁ホームページで参照できる。

・警戒レベル３相当情報[土砂災害]：大雨警報（土砂災害）の危険度分布「警戒（赤）」
・警戒レベル４相当情報[土砂災害]：大雨警報（土砂災害）の危険度分布「危険（紫）」
・警戒レベル５相当情報[土砂災害]：大雨警報（土砂災害）の危険度分布「災害切迫（黒）」

※大雨警報（土砂災害）の危険度分布と居住者等の避難行動

・大雨警報（土砂災害）の危険度分布において、「注意（黄）」のメッシュ（警戒レベル２相当情報[土砂災害]）は、「実況又は予想で大雨注意報基準に到達」することを示しており、この段階から、今後の大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）の発表に注意し、大雨警報（土砂災害）の危険度分布で発表される危険度をこまめに入手することが望ましい。
・「警戒（赤）」メッシュ（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）は、「実況又は予想で大雨警報（土砂災害）基準に到達」することを示しており、この基準は要配慮者の避難に要する時間を考慮して設定されている。このため、市町村から警戒レベル３高齢者等避難が発令されることが想定され、土砂災害警戒区域等に居住する要配慮者はこの段階で避難開始を判断することが考えられる。また、土砂災害の予測の困難さから、その他の居住者等も、この段階から自発的に避難を開始することが強く望まれる。
・「危険（紫）」のメッシュ（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）は、「実況又は予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」することを示しており、市町村から警戒レベル４避難指示が発令されることが想定され、人命や身体に危害を生じる土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況となっている。土砂災害警戒区域等の居住者等は、可能な限り早めの避難行動を心がけ、遅くともこの段階で避難開始を判断することが考えられる。

災害切迫	実況で大雨特別警報（土砂災害）の基準に到達（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）
危険	実況又は予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）
警戒	実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）
注意	実況又は予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準に到達（警戒レベル２相当情報[土砂災害]）
今後の情報等に留意	実況及び予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準未満

b)土砂災害危険度情報（都道府県提供）

都道府県毎、1～5km メッシュ、10 分～60 分毎、最大 2～3 時間先までの土砂災害の危険度を表示。

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
土砂災害に関する情報	**大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）**	気象庁	1km 四方の領域（メッシュ）毎に、土砂災害の危険度を 5 段階に判定した結果を表示したもの。避難に要する時間を確保するために 2 時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数の予想を用いている。 ・留意事項 土砂災害発生の危険度を判定する際、解析雨量を用いているが、レーダーの電波が雨雲以外のものから反射されることが原因で、実際の降水よりも遥かに強い降水が狭い範囲に解析される場合があり、大雨警報（土砂災害）の危険度分布でより高い危険度の判定となることがある。このため、大雨注意報・大雨警報（土砂災害）・土砂災害警戒情報・大雨特別警報（土砂災害）と合わせて用いること。	10 分毎	・気象庁 HP
	土砂災害危険度情報	都道府県の砂防部局	都道府県毎、1～5km メッシュ、 ※ほとんどの都道府県が、メッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を一般公開しており、国土交通省の HP（https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo_ken_link.html）から、各都道府県のページにリンクしている。市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に比べて、時間的、空間的によりきめ細かく土砂災害の発生危険度を把握できるが、都道府県によってメッシュの大きさや更新のタイミング等が異なるため、各都道府県が提供しているこれらの情報の特性を確認した上で参考とする必要がある。本ガイドラインでは、大雨警報（土砂災害）の危険度分布と各都道府県が提供する土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害の危険度分布」と呼んでいる。	10 分～60 分毎	都道府県の砂防部局
	土砂災害警戒情報	気象庁と都道府県の共同	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。		・気象庁 HP
	大雨危険度通知	気象庁	大雨警報や洪水警報の危険度分布と警報や土砂災害警戒情報等から判定される市町村毎の危険度が高まったときに、メールやアプリ等で通知するサービス。気象庁協力のもと、民間事業者が実施。	10 分毎（危険度が変動したとき）	・気象庁 HP（取組紹介ページ）

5.1.6　潮位に関する情報

(1) 予想最高潮位

高潮注意報・警報・特別警報及び府県気象情報等の中で明示される。

(2) 潮位観測情報

3 日間（昨日・今日・明日）又は 1 日毎の実測潮位及び予測潮位（実際の潮位、天文潮位、潮位偏差）を速報的に表示：cm 単位、5 分又は 10 分毎

(3) 高潮氾濫発生情報

水位周知海岸において高潮特別警戒水位に到達した場合、高潮による氾濫もしくは高波による越波により浸水が発生した場合又は氾濫したものと推測される場合には高潮氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報[高潮]）が発表される。

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
潮位情報	**潮位観測情報**	気象庁	全国各地の最新の３日間（昨日・今日・明日）又は１日ごとの潮位の実況（実際の潮位、天文潮位、潮位偏差）を速報的に表示したもの。5 分又は 10 分毎に更新。	5 分又は 10 分毎	・気象庁 HP ・防災情報提供センター（国土交通省）

5.1.7　津波に関する情報

(1) 津波警報等

地震発生時に地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合に、地震発生後約３分を目標に発表される。大津波警報、津波警報、津波注意報がある。

(2) 津波情報等

津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、沖合や沿岸で観測された津波の第１波到達時刻、それまでに観測された最大波の高さ等が発表される。

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
津波警報・注意報	津波注意報	気象庁	予想される津波の高さが高いところで０．２m以上、１m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。		・気象庁 HP
	津波警報	気象庁	予想される津波の高さが高いところで１mを超え、３m以下の場合。		・気象庁 HP
	大津波警報	気象庁	予想される津波の高さが高いところで３mを超える場合。		・気象庁 HP
津波に関する情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	気象庁	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が到達することもある。		・気象庁 HP
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	気象庁	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。		・気象庁 HP
	津波観測に関する情報	気象庁	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。		・気象庁 HP
	沖合の津波観測に関する情報	気象庁	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。		・気象庁 HP

（１）　台風情報

情報内容	◆台風が発生したときに気象庁から発表される情報 ◆文章形式の情報と図形式の台風経路図（台風 5 日予報図、台風 24 時間詳細予報図等）を発表
情報例 （その１）	**平成25年　台風第18号に関する情報　第29号　（位置）** 平成２５年９月１６日００時５０分　気象庁予報部発表 （見出し） 　大型の台風第１８号は、潮岬の南約１６０キロを １時間におよそ３０キロの速さで北北東へ進んでいます。 （本文） 　大型の台風第１８号は、１６日０時には 潮岬の南約１６０キロの 北緯３２度０５分、東経１３５度２５分にあって、 １時間におよそ３０キロの速さで北北東へ進んでいます。 中心の気圧は９７５ヘクトパスカル 中心付近の最大風速は３０メートル、 最大瞬間風速は４０メートルで 中心から半径９０キロ以内では 風速２５メートル以上の暴風となっています。 また、中心の東側６５０キロ以内と西側４６０キロ以内では 風速１５メートル以上の強い風が吹いています。 この台風は１６日１時には、潮岬の南約１４０キロの 北緯３２度２０分、東経１３５度３０分にあって、 １時間におよそ３０キロの速さで北北東へ進んで いるものと推定されます。 中心の気圧は９７５ヘクトパスカル 中心付近の最大風速は３０メートル、 最大瞬間風速は４０メートルで 中心から半径９０キロ以内では 風速２５メートル以上の暴風が また、中心の東側６５０キロ以内と西側４６０キロ以内では 風速１５メートル以上の強い風が吹いているものと推定されます。 　台風の中心は、１２時間後の１６日１２時には 足利市付近の 北緯３６度２５分、東経１３９度３５分を中心とする 半径９０キロの円内に達する見込みです。 中心の気圧は９７５ヘクトパスカル 最大風速は３０メートル、 最大瞬間風速は４０メートルが予想されます。 予報円の中心から半径１９０キロ以内では 風速２５メートル以上の暴風域に入るおそれがあります。 　台風はこの後、温帯低気圧に変わり、 　２４時間後の１７日０時には 北海道の東の 北緯４２度００分、東経１４６度１０分を中心とする 半径２４０キロの円内に達する見込みです。 中心の気圧は９８０ヘクトパスカル 最大風速は３０メートル、 最大瞬間風速は４５メートルが予想されます。 予報円の中心から半径３５０キロ以内では 風速２５メートル以上の暴風域に入るおそれがあります。 　なお、台風や温帯低気圧の中心が予報円に入る確率は７０％です。 今後の台風情報にご注意下さい。 台風の位置や進路予報等が示されている。 発表時の台風位置や中心気圧、最大瞬間風速等の実況と予報が文字情報として記載。
情報入手方法	・気象庁ホームページ

情報例（その２）

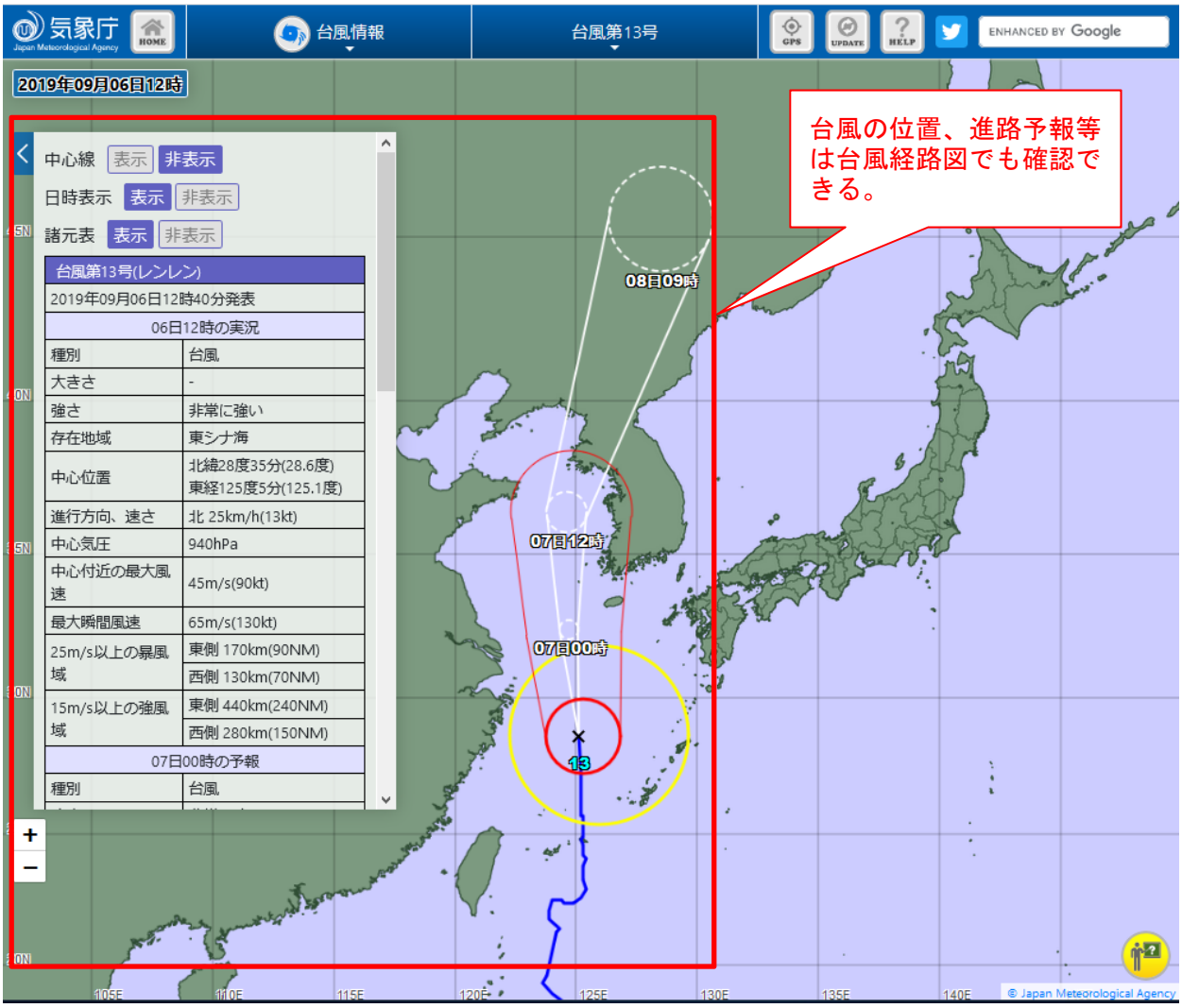
気象庁
Japan Meteorological Agency
HOME
台風情報
台風第13号
GPS
UPDATE
HELP
ENHANCED BY Google
2019年09月06日12時
中心線 表示 非表示
日時表示 表示 非表示
諸元表 表示 非表示
台風第13号(レンレン)
2019年09月06日12時40分発表
06日12時の実況
種別 台風
大きさ -
強さ 非常に強い
存在地域 東シナ海
中心位置 北緯28度35分(28.6度) 東経125度5分(125.1度)
進行方向、速さ 北 25km/h(13kt)
中心気圧 940hPa
中心付近の最大風速 45m/s(90kt)
最大瞬間風速 65m/s(130kt)
25m/s以上の暴風域 東側 170km(90NM)
西側 130km(70NM)
15m/s以上の強風域 東側 440km(240NM)
西側 280km(150NM)
07日00時の予報
種別 台風
08日09時
07日12時
07日00時
13
台風の位置、進路予報等は台風経路図でも確認できる。
105E
110E
115E
120E
125E
130E
135E
140E
© Japan Meteorological Agency

（２）　全般／地方／府県気象情報

情報内容	◆気象台が、警報等に先立って注意を呼びかけたり、警報等の発表中に、現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために、府県予報区単位で発表する情報を「府県気象情報」という。図形式で発表される場合もある。全国を対象とする「全般気象情報」、全国を 11 に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報」もある。
情報例（その１）	現象が予想される期間や警戒すべき災害が示されている。 **暴風雪と高波に関する石狩・空知・後志地方気象情報　第2号** 2021年02月15日06時24分　札幌管区気象台発表 **石狩・空知・後志地方では、１６日朝から１７日にかけて猛ふぶきや吹きだまりによる交通障害、暴風、高波に警戒してください。１６日は見通しのきかない猛ふぶきになるおそれがありますので、外出を控えてください。** <気象概況> １５日は低気圧が急速に発達しながら日本の南から三陸沖を北上し、１６日は更に発達しながらオホーツク海へ進む見込みです。北海道付近は、１６日から１７日にかけて強い冬型の気圧配置となるでしょう。 <防災事項> 石狩・空知・後志地方では、１６日朝から西の風が急速に強まり、非常に強くなる見込みです。非常に強い風は海上を中心に１７日にかけて続き、海は大しけとなるでしょう。猛ふぶきや吹きだまりによる交通障害、暴風、高波に警戒してください。１６日は見通しのきかない猛ふぶきになるおそれがありますので、外出を控えてください。 また、石狩・空知・後志地方では、１７日にかけて降雪量が多くなるため、大雪による交通障害や湿り雪による電線等への着雪、なだれに注意してください。 <風の予想> １６日の最大風速（最大瞬間風速）西の風 海上 石狩地方、後志地方　２５メートル（３５メートル） 陸上 石狩北部　２３メートル（３５メートル） 後志北部、西部　２３メートル（３５メートル） その他の地域　１６メートル（３０メートル） １７日の最大風速（最大瞬間風速）西の風 海上 石狩地方、後志地方　２０から２４メートル（２５から３５メートル） 陸上 石狩北部　１５から１９メートル（２５から３５メートル） 後志北部、西部　１５から１９メートル（２５から３５メートル） その他の地域　１０から１４メートル（２０から２５メートル） <波の予想> １６日の波の高さ 石狩地方、後志地方　７メートル １７日の波の高さ 石狩地方、後志地方　６から８メートル <雪の予想> １５日６時から１６日６時までの２４時間降雪量 石狩・空知・後志地方の多い所　３０センチ １６日６時から１７日６時までの２４時間降雪量 石狩・空知・後志地方の多い所　３０から５０センチ 雨、風、波などが降っている地域での降り始めからの総雨量や極値、今後、予想される雨量等が示されている。 今後発表する防災気象情報に留意してください。 次の「石狩・空知・後志地方気象情報」は、１５日夕方に発表する予定です。
情報入手方法	・気象庁ホームページ

情報例（その２）

大雨と突風に関する鹿児島県（奄美地方を除く）気象情報 第１１号

令和２年７月４日０３時４９分 鹿児島地方気象台発表

長島町、阿久根市、出水市では土砂災害の危険度が極めて危険となっています。

大雨警報(土砂災害)の危険度分布

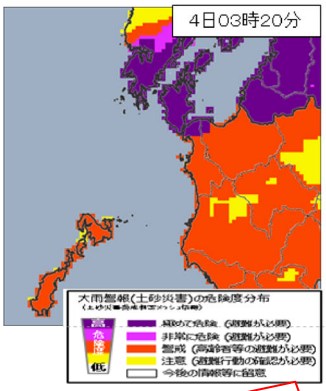

気象レーダー

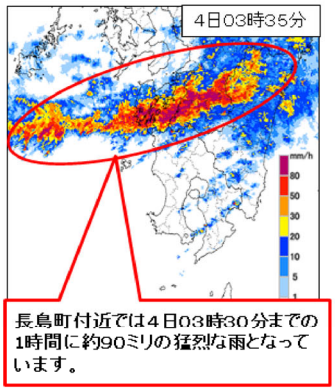

長島町付近では４日03時30分までの1時間に約90ミリの猛烈な雨となっています。

非常に発達した雨雲が4日昼前にかけて薩摩、大隅地方を南下する見込みです。

雨雲の動き

大雨警報(土砂災害)の危険度分布

十砂災害や浸水害及び洪水の危険度に関しては、「気象庁ホームページ」などを確認してください。

危険度分布、雨量分布等で警戒すべき地域等が示されている。

次の府県情報は、４日０５時３０分頃に発表する予定です。

平成３０年　台風第２４号に関する愛知県気象情報 第７号

平成３０年９月２９日１７時４２分 名古屋地方気象台発表

大型で非常に強い台風第２４号の接近により、愛知県では、３０日夕方から雨や風が急激に強まり、記録的な暴風や高潮となるおそれがあります。不要不急の活動は極力控え、早めの安全確保に努めてください。

バーチャートで警戒すべき時間帯等が示されている。

注意報や警報は、現象開始時期の数時間前に発表します。
今後の台風情報や気象台が発表する警報、注意報、竜巻注意情報、気象情報などに留意してください。次の「平成３０年　台風第２４号に関する愛知県気象情報」（文書形式）は、３０日６時頃に発表する予定です。

情報例（その３）

（顕著な大雨に関する情報）

顕著な大雨に関する熊本県気象情報　第１号
2021年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分　熊本地方気象台発表
天草・芦北地方、球磨地方では、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続いています。命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まっています。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。府県気象情報や地方気象情報、全般気象情報として発表される。

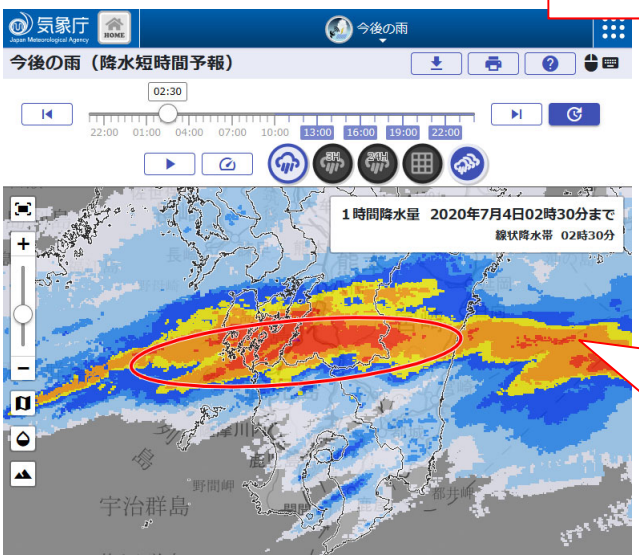

上記の「顕著な大雨に関する情報」が発表された際には、どこで「線状降水帯」により非常に激しい雨となっているか、気象庁ホームページの今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）や雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）で確認が可能。

※「顕著な大雨に関する情報」は、自治体や住民等に対し、このほかの気象情報とあわせて大雨に関する状況を的確にお伝えすることにより、災害に対する危機感をしっかりと持っていただくために発表するものである。

※「顕著な大雨に関する情報」は、警戒レベル相当情報を補足するものであり、警戒レベル４相当以上の状況で発表する。

（線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけ）

大雨に関する○○県気象情報　第１号

○年○月○日○時○分　○○地方気象台発表

○○では、線状降水帯が発生する可能性があり、大雨災害発生の危険度が急激に高まるおそれがあります。

<本文>
…（中略）…

［量的予想］
<雨の予想>
○日○時から○日○時までに予想される２４時間降雨量は、いずれも多い所で、
東部　　○ミリ
西部　　○ミリ
の見込みです。
線状降水帯が発生した場合は、局所的にさらに雨量が増えるおそれがあります。
…（中略）…

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような大雨となる可能性が高い場合に、府県気象情報や地方気象情報、全般気象情報において線状降水帯発生の可能性に言及する情報で、半日程度前から地方単位といった広域を対象に呼びかける。

線状降水帯が発生した場合にはさらに状況が悪くなる可能性があることを従来の予想雨量と併せて解説する。

※線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけは、自治体や住民等に対して、このほかの気象情報とあわせて大雨に関する状況を的確にお伝えすることにより、早め早めに防災上の対応をとっていただくよう、呼びかけるために発表するものである。
※線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足するものである。

（３）　記録的短時間大雨情報

情報内容	◆数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したりしたときに、発表される情報。
情報例	府県予報区単位で発表される。 福島県記録的短時間大雨情報　第１号 令和元年８月６日１５時０９分　気象庁発表 １５時３０分福島県で記録的短時間大雨 喜多方市付近で約１１０ミリ 記録的短時間大雨が観測された時刻、市町村名又は観測所名、雨量が示されている。
情報入手方法	・気象庁ホームページ

（４）　気象注意報・警報・特別警報、早期注意情報

情報内容	◆警報級の現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶため、警報級の現象が見込まれる時間帯より前に警報を発表。また、警報級の現象が概ね６時間以上先に予想されている場合には、警報の発表に先立って警報に切り替える可能性が高い注意報を発表し、警報級の現象が予想される時間帯を明示。 ◆注意報級・警報級・特別警報級の現象が予想される期間を「危険度を色分けした時系列」で提供。 ◆警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が５日先までに予想されているときには、［高］［中］２段階で提供される。早期注意情報は、警戒レベル１（防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める）に対応。
情報例	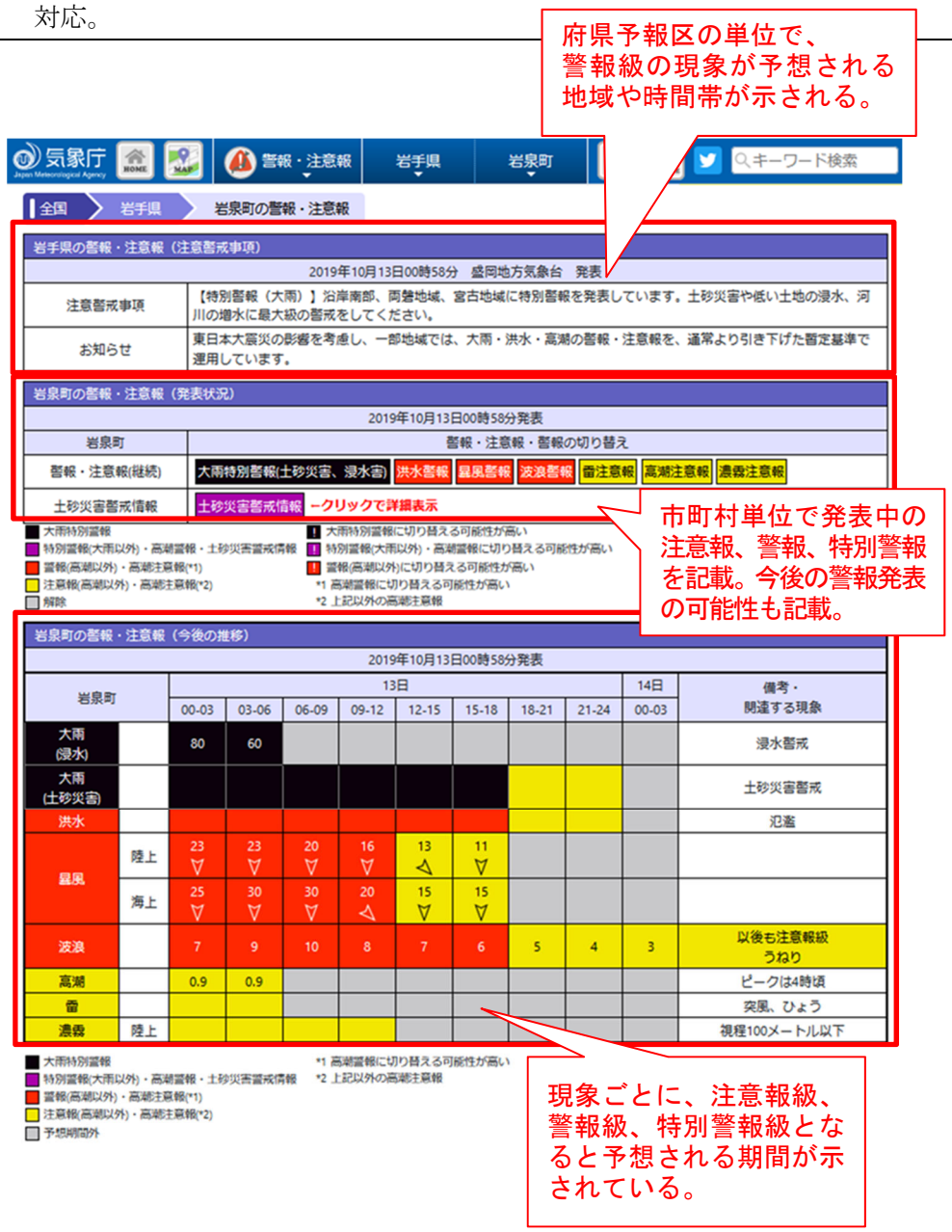
情報入手方法	・気象庁ホームページ

情報内容（その２）

一次細分区域（〇〇県南部など）の単位で、夜間～翌日早朝の警報発表の可能性が確認できる。

新潟県下越の早期注意情報（警報級の可能性）

2021年02月16日17時　新潟地方気象台　発表

下越では、１７日までの期間内に、暴風（暴風雪）、波浪警報を発表する可能性が高い。また、１７日までの期間内に、大雪警報を発表する可能性がある。

新潟県下越			16日		17日			18日	19日	20日	21日
			18-24	00-06	06-12	12-18	18-24				
大雨	警報級の可能性		-		-			-	-	-	-
	1時間最大		15以下	15以下	15以下	15以下	15以下				
	3時間最大		25以下	25以下	25以下	25以下	25以下				
	24時間最大			50から100							
大雪	警報級の可能性		-		[中]			[中]	-	-	-
	6時間最大	下記以外	2	8	10	10	10				
		山沿い	10	25	20	25	25				
	24時間最大			70から100							
暴風(雪)	警報級の可能性		[高]		-			[中]	-	-	-
	最大風速	陸上	20	18	12	12	15				
		海上	22	18	16	16	17				
波浪	警報級の可能性		[高]		[高]			[高]	-	-	-
	波高		7	7	6	6	6				
高潮	警報級の可能性		-	-	-	-	-		[中]		

[高]　[中]

概ね府県予報区の単位で、数日先の警報発表の可能性を確認できる。

（５）　テレメータ雨量

情報内容	◆雨量観測所ごとの現況・過去の毎正時、10 分ごとの雨量・累加雨量。
情報例	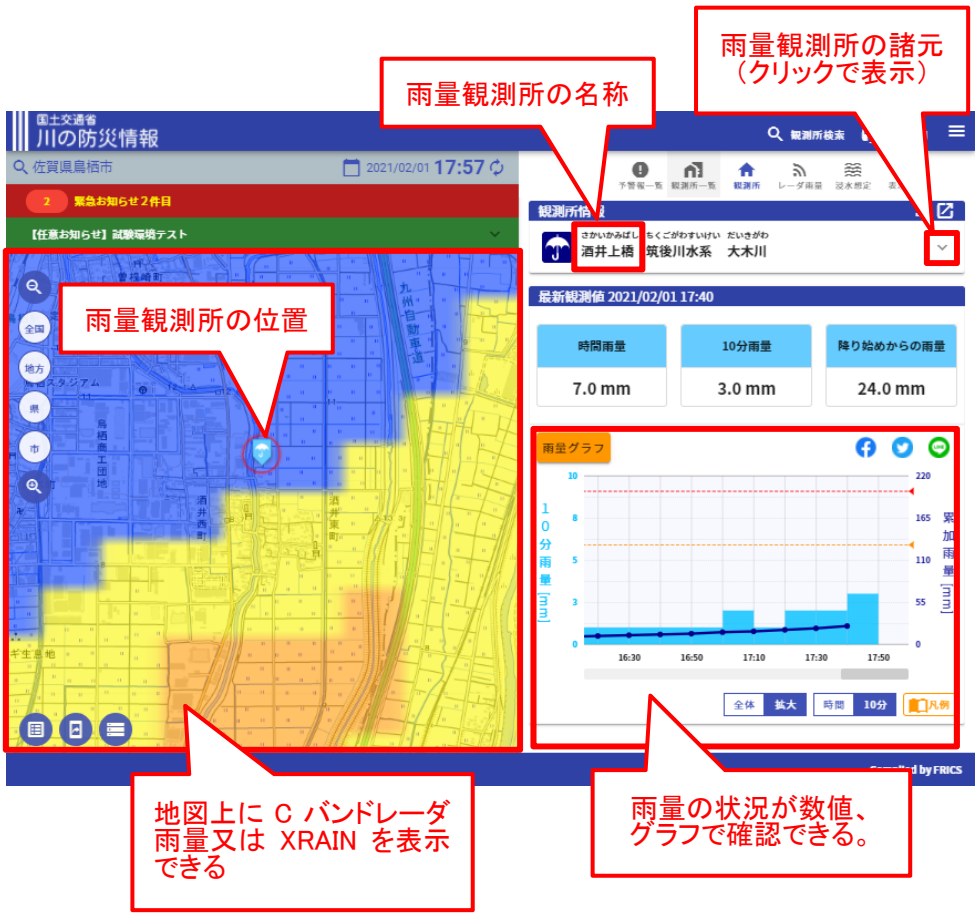
情報入手方法	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報

（６）　流域平均雨量

情報内容	◆河川の流域における平均の雨量、累加雨量。
情報例	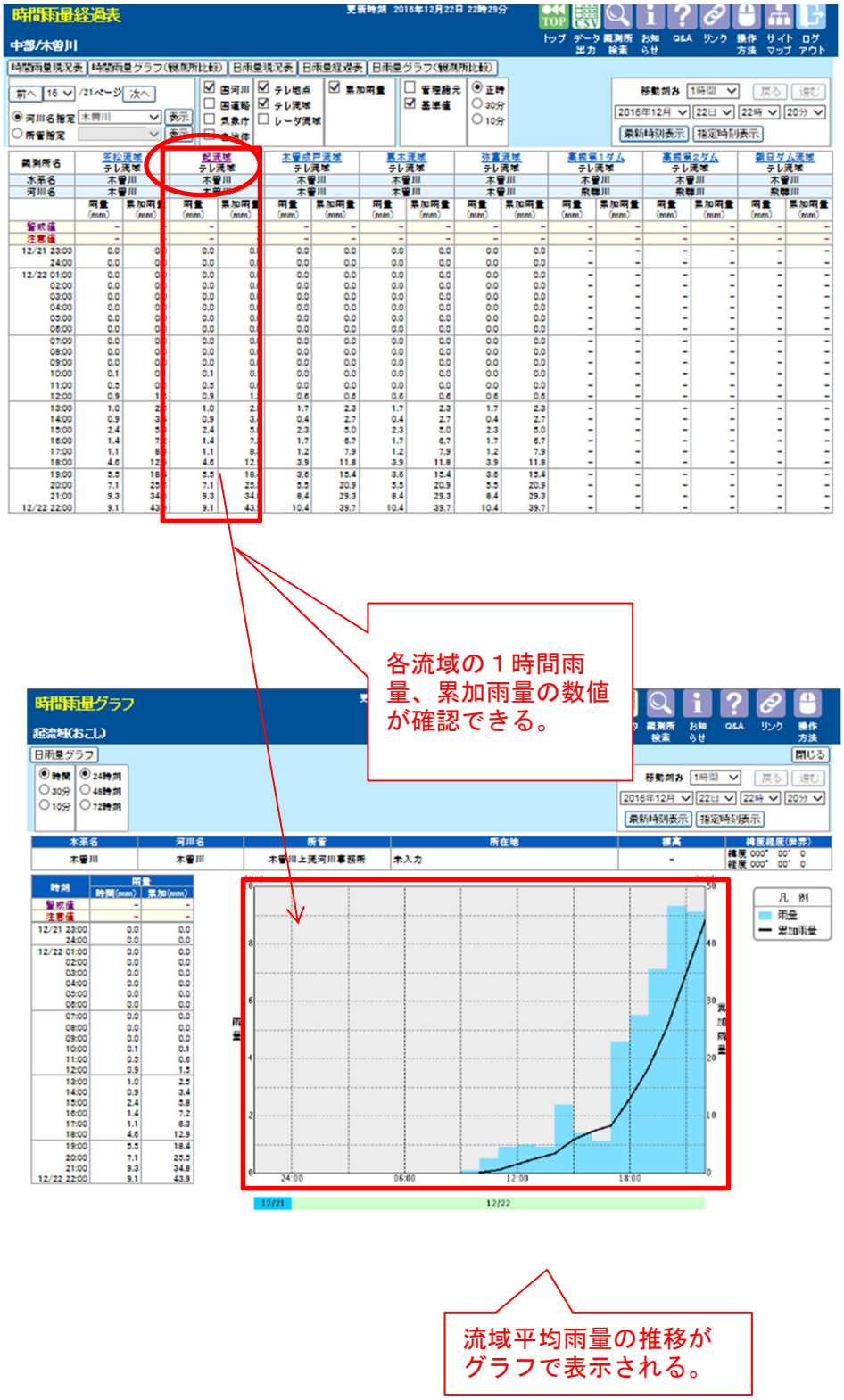
情報入手方法	・市町村向け川の防災情報（一級河川を対象として提供中）

（７）　今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）

情報内容	◆過去の降水域の動きと現在の降水の分布及び数値予報資料を基に、降水の分布を６時間先までは 10 分毎に１km 格子単位で、７時間先から 15 時間先までは１時間毎に５km 格子単位で予測した情報。
情報例	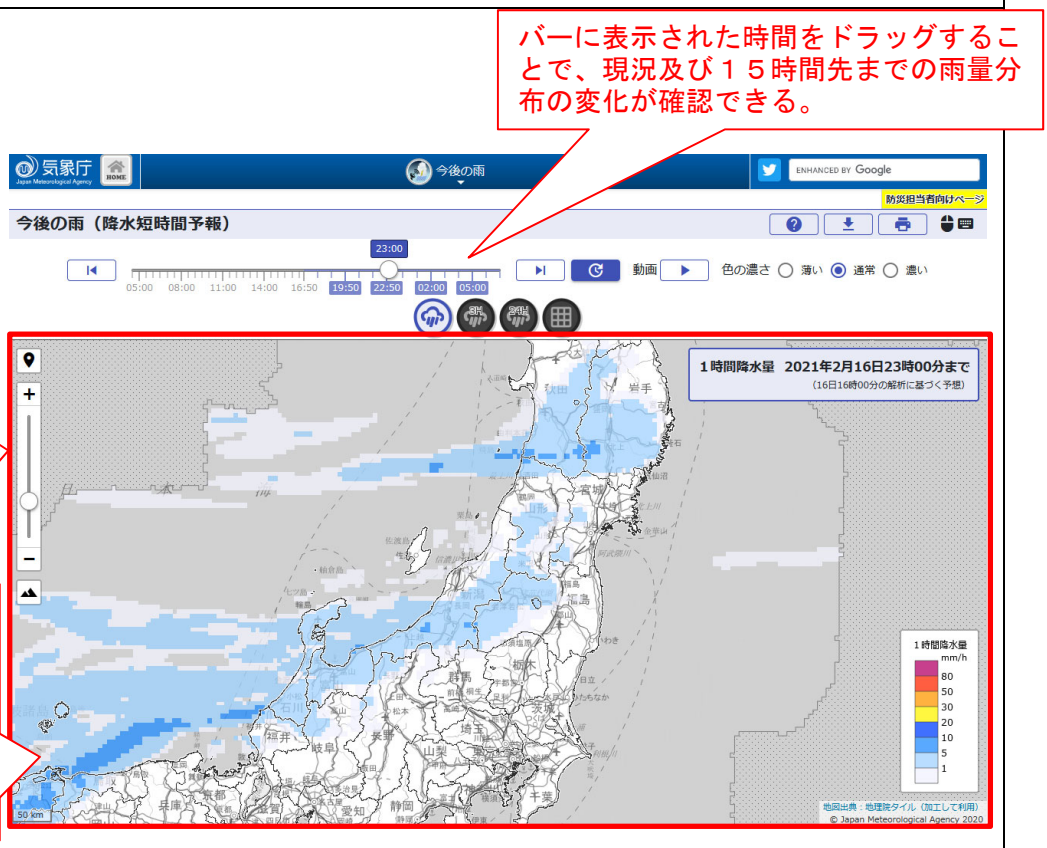
情報入手方法	・気象庁ホームページ(「今後の雨」で表示)

（８）　河川カメラ画像

情報内容	◆河川の状況をリアルタイムに把握するため、河川カメラ画像の閲覧（国設置カメラに加え、自治体が設置するカメラ）が可能
情報例	【 配信イメージ 】 （昼間） （夜間） 「川の水位情報」 https://k.river.go.jp
情報入手方法	・川の防災情報 ・川の水位情報

（９）　河川水位（テレメータ水位、危機管理型水位計水位）

情報内容	◆水位観測所ごとの現況・過去の 10 分ごとの河川水位（危機管理型水位計においてはより短い間隔で提供している場合がある）。 ◆指定河川洪水予報及び水位到達情報の発表の基準となる水位観測所においては氾濫注意水位（レベル２水位）、避難判断水位（レベル３水位）、氾濫危険水位（レベル４水位）、危機管理型水位計においては危険水位、氾濫開始水位が示されており、現況の河川水位と比較できる。
情報例	◆テレメータ水位（指定河川洪水予報及び水位到達情報の水位観測所） ◆危機管理型水位計水位
情報入手方法	・川の防災情報（テレメータ水位、危機管理型水位計水位） ・川の水位情報（テレメータ水位、危機管理型水位計水位） ・市町村向け川の防災情報（テレメータ水位）

（10）　指定河川洪水予報

情報内容	◆国や都道府県が管理する河川のうち、水位等の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川（洪水予報河川）について、国又は国と都道府県が水位又は流量を示した「現況から数時間先まで」の洪水の危険度を発表する情報。 ◆指定河川洪水予報の標題には、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報の４つがあり、河川名を付して「○○川氾濫注意情報」「△△川氾濫警戒情報」のように発表される。
情報例 （その１）	発表者：国土交通省　○○河川事務所／気象庁　○○地方気象台 → 第１受報者：機関名 → 第２受報者：機関名 → 正規 標題に河川名が記載されている。 ○○川氾濫危険情報 ○○川洪水予報第○号 洪水警報 令和００年０月０日００時００分 ○○河川事務所・○○地方気象台　共同発表 参考となる警戒レベル、今後の見込み等が示されている。 （見出し） 【警戒レベル４相当情報［洪水］】○○川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み 水位観測所ごとに、参考となる警戒レベル、水位の状況、今後の見込み等が示されている。 （主　文） 【警戒レベル４相当】これは、避難指示の発令の目安です。○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。○○川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、○○市、○○町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。 流域平均雨量の現況と予測等が示されている。 （雨量） 所により1時間に50ミリの雨が降っています。 今後もこの雨は降り続く見込みです。 流域 ／ 00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量 ／ 00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み ○○川流域 ／ ○○○ミリ ／ ○○ミリ 各水位観測所の河川水位の現況と予測が示されている。 （水位） ○○川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。 観測所名：○○○水位観測所（○○県○○市○○） 水位危険度：レベル１ 水防団待機／レベル２ 氾濫注意／レベル３ 避難判断／レベル４ 氾濫危険 水位(m)：00日00時00分の状況 XXX.X→／00日01時00分の予測 XXX.X／00日02時00分の予測 XXX.X／00日03時00分の予測 XXX.X／00日04時00分の予測 XXX.X／00日05時00分の予測 XXX.X／00日06時00分の予測 XXX.X 予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。 水位のグラフは各水位間を按分したものです。 水位危険度レベル４は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。
情報入手方法	・気象庁ホームページ ・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報 ・緊急速報メール（国の指定河川洪水予報の氾濫危険情報及び氾濫発生情報）

情報例（その２）

（参考資料）

（単位：水位（m））

観測所名	○○○水位観測所 ○○県○○市○○	△△△水位観測所 ○○県△△市△△	□□□水位観測所 ○○県□□市□□
レベル４水位 氾濫危険水位※	144.9	48.6	23.1
レベル３水位 避難判断水位※	144.6	48.0	21.5
レベル２水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル１水位 水防団待機水位	142.0	45.5	－
受け持ち区間	○○川	○○川	□□川
	左岸　○○県○○市から ○○県○○市	左岸　○○県○○市から ○○県○○市	左岸　○○県○○市から ○○県○○市
	右岸　○○県○○市から ○○県○○市	右岸　○○県○○市から ○○県○○市	右岸　○○県○○市から ○○県○○市
	○×川	△△△川	－
	左岸　○○県○○市から ○○県○○市	左岸　○○県○○市から ○○県○○市	－
	右岸　○○県○○市から ○○県○○市	右岸　○○県○○市から ○○県○○市	－
	○○○○川	－	－
	左岸　○○県○○市から ○○県○○市	－	－
	右岸　○○県○○市から ○○県○○市	－	－
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	○○県○○市○地区、 ○○県○○市○○地区、 ○○県○○市○○○地区、 ○○県○○市□□地区、 ○○県○○市○地区、 ○○県○○市○○地区、 ○○県○○市○○○地区、 ○○県○○市□□地区、	△△県△△市○区、 △△県△△市○○区、 △△県△△市○○○区、 △△県△△市□区、 △△県□□市○×地区、 △△県□□市○○×地区、 △△県□□市□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県×市○地区、 ××県○市○○地区、 ××県××市○○○地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

各水位観測所の基準水位が示されている。

各水位観測所の受け持ち区間や浸水想定区域が示されている。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル５	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル４	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル３	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル２	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル１	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	https://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先
水位関係：国土交通省　○○河川事務所　○○○○課　電話：000-000-0000（内線）○○○
気象関係：気象庁　○○地方気象台　電話：000-000-0000（内線）○○○

問い合わせ先の部署名、電話番号等が示されている。

（11）　水位到達情報（河川）

情報内容	◆国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川（水位周知河川）について、国又は都道府県が水位又は流量を示した「現況」の洪水の危険度を発表する情報。 ◆氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達情報の標題は、氾濫危険情報であり、河川名を付して「〇〇川氾濫危険情報」として発表している。なお、氾濫注意水位、避難判断水位が設定されている河川では、その到達情報を「〇〇川氾濫注意情報」、「〇〇川氾濫警戒情報」として発表している。 ◆それぞれの水位への到達時間が接近している場合など、発表が困難な場合も考えられるため、氾濫注意水位（レベル２水位）、避難判断水位（レベル３水位）への到達情報、氾濫発生情報は必ず発表されるものではない
情報例	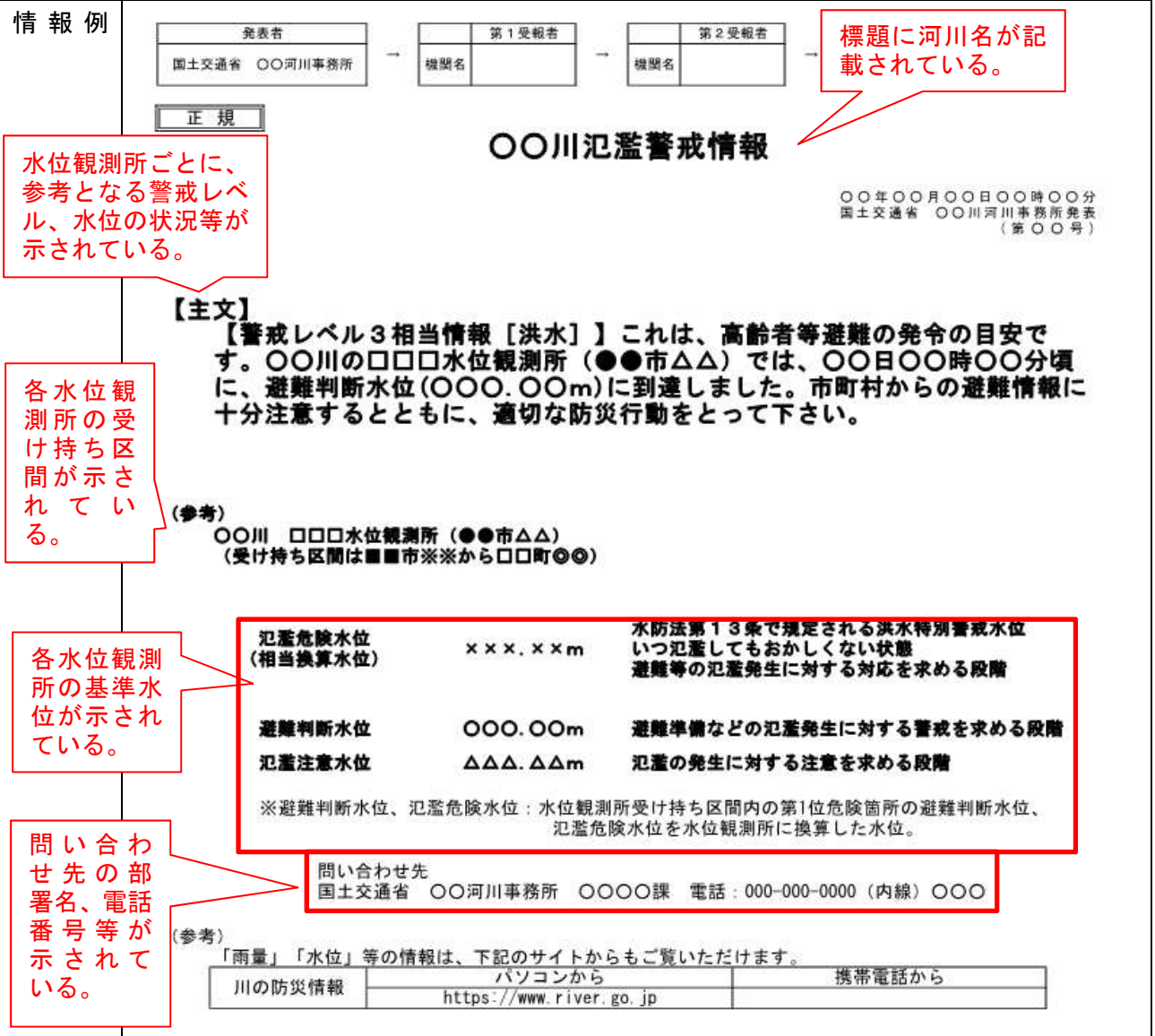 発表者：国土交通省　〇〇河川事務所 → 第１受報者：機関名 → 第２受報者：機関名 正　規 〇〇川氾濫警戒情報 〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 国土交通省　〇〇川河川事務所発表 （第〇〇号） 【主文】 【警戒レベル３相当情報［洪水］】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の□□□水位観測所（●●市△△）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難判断水位（〇〇〇.〇〇m）に到達しました。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。 （参考） 〇〇川　□□□水位観測所（●●市△△） （受け持ち区間は■■市※※から□□町◎◎） 氾濫危険水位（相当換算水位）　×××.××m　水防法第１３条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 避難判断水位　〇〇〇.〇〇m　避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 氾濫注意水位　△△△.△△m　氾濫の発生に対する注意を求める段階 ※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。 問い合わせ先 国土交通省　〇〇河川事務所　〇〇〇〇課　電話：000-000-0000（内線）〇〇〇 （参考） 「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。 川の防災情報　パソコンから https://www.river.go.jp　携帯電話から
情報入手方法	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報

（12）　国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）

情報内容	◆国管理の洪水予報河川では、水位観測所の水位等に基づき、より短い間隔（200m毎）での現況水位を推定し、現在の洪水の危険度を表示している。概ね 10 分ごとに更新される。 ◆水位観測所地点における水位グラフも閲覧可能。一般向けには「現況値」を提供しているほか、市町村向けには「現況から６時間先まで」の予測情報を提供。
情報例	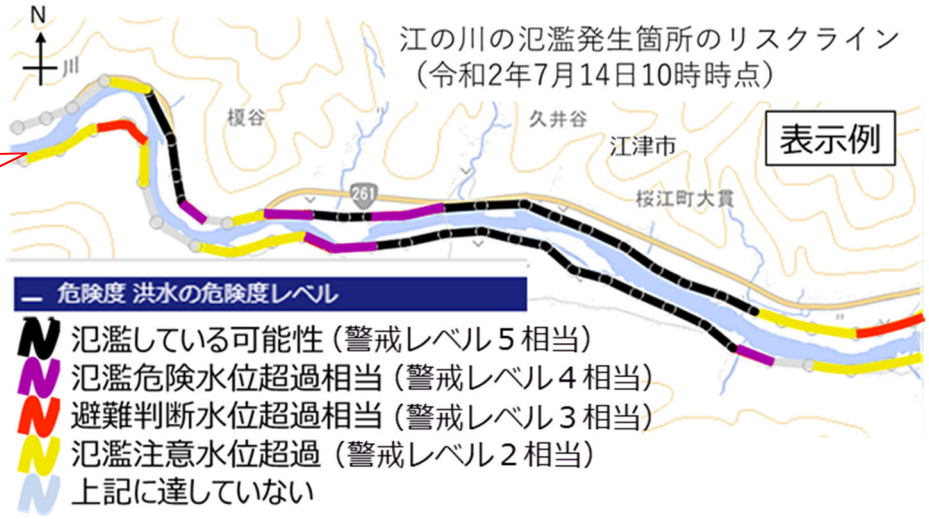 左右岸それぞれ 200m ごとの洪水の危険度を色分けして表示。 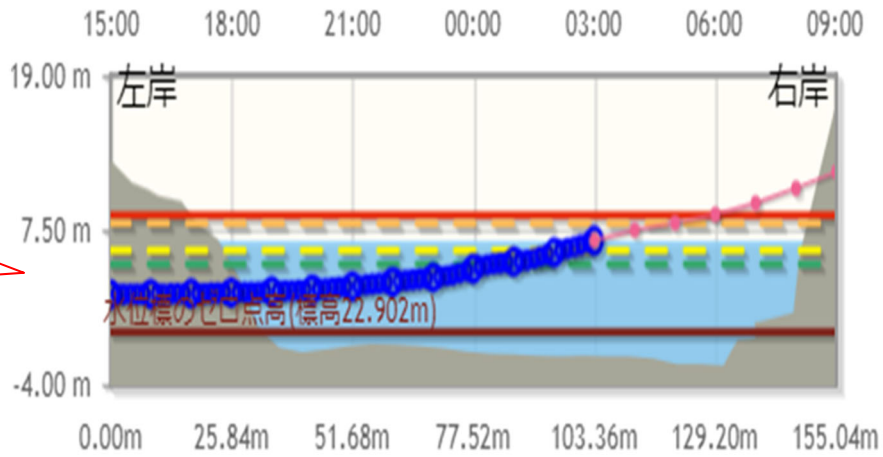 江の川 川本水位観測所の水位予測（令和2年7月14日3時時点） 市町村向けには「現況から６時間先まで」の予測情報を提供。
情報入手方法	・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）（一般向け、市町村向け）

（13）　流域雨量指数の６時間先までの予測値

情報内容	◆水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。 ◆これまでに降った雨（解析雨量）とこれから降ると予想される雨（6 時間先までの降水短時間予報等）を取り込んで、上流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、洪水警報等の発表基準と比較することで、河川毎の 6 時間先までの洪水発生の危険度の予測値が、色分けした時系列で表示される。 ◆水位周知河川及びその他河川において警戒レベル３高齢者等避難等の発令の判断に活用する。 ◆流域面積の大きくない水位周知河川やその他河川においては水位が急激に上昇するため、実際に水位が上昇するよりも数時間前の早い段階から予測（流域雨量指数の 6 時間先までの予測値を含む）を活用することが重要である。 ◆実際に水位が上昇した段階では、流域雨量指数のみを参照するのではなく、水位やカメラ画像、水防団からの報告等の現地情報と合わせて利用することが重要である。
情報例	2021年02月16日17時00分　現在 市町村：岩泉町 基準河川：安家川／年々沢／折壁川／小本川／長内川／皇入川／清水川／大川／松橋川／宇津野沢／猿待川 基準Ⅲ 単独：26.5／7.5／10.0／50.8／4.9／16.4／13.0／27.7／9.7／7.9／13.4 基準Ⅱ 単独：16.0／6.5／9.1／42.2／3.8／13.8／11.8／24.7／8.8／7.2／12.2 基準Ⅱ 複合：16.0／5.8／8.1／37.9／3.4／12.4／10.6／22.2／7.9／6.4 基準Ⅰ 単独：11.5／5.2／7.2／21.1／3.0／11.0／9.4／19.7／7.0／5.7／9.7 基準Ⅰ 複合：10.2／4.2／5.8／12.6／2.4／8.8／9.4／15.8／7.0／4.6 04時30分：7.8／2.2／3.0／17.1／1.4／4.5／3.3／9.7／2.8／2.6／3.0 05時30分：7.7／2.0／2.8／17.0／1.4／4.4／3.3／9.7／2.8／2.6／2.8 06時30分：7.6／2.0／2.8／17.0／1.4／4.2／3.2／9.6／2.6／2.4／2.6 07時30分：7.4／2.0／2.8／16.9／1.4／4.1／3.0／9.5／2.6／2.4／2.4 08時30分：7.2／2.0／2.6／16.6／1.0／3.9／2.8／9.3／2.4／2.4／2.2 09時30分：7.0／2.0／2.6／16.3／1.0／3.7／2.8／9.1／2.4／2.4／2.2 10時30分：6.8／1.7／2.4／15.9／1.0／3.6／2.6／8.8／2.2／2.0／2.0 11時30分：6.6／1.7／2.4／15.5／1.0／3.5／2.4／8.5／2.2／2.0／2.0 12時30分：6.3／1.7／2.4／15.0／1.0／3.3／2.4／8.3／2.0／2.0／2.0 13時30分：6.2／1.7／2.2／14.5／1.0／3.2／2.2／8.1／2.0／2.0／1.7 14時30分：5.9／1.7／2.2／14.0／1.0／3.0／2.2／7.7／2.0／2.0／1.7 15時30分：5.7／1.4／2.0／13.5／1.0／2.8／2.2／7.5／1.7／2.0／1.7 16時30分：5.6／1.4／2.0／13.0／1.0／2.8／2.2／7.3／1.7／1.7／1.7 17時30分：5.4／1.4／2.0／12.6／1.0／2.6／2.0／7.1／1.7／1.7／1.4 18時30分：5.2／1.4／1.7／12.2／1.0／2.4／2.0／6.8／1.7／1.4／1.4 19時30分：5.0／1.4／1.7／11.4／1.0／2.4／2.0／6.4／1.4／1.4／1.4 20時30分：4.9／1.4／1.7／11.0／0.0／2.4／2.0／6.2／1.4／1.4／1.4 21時30分：4.8／1.4／1.7／10.7／0.0／2.2／2.0／6.1／1.4／1.4／1.4 22時30分：4.7／1.4／1.7／10.4／0.0／2.2／2.0／5.9／1.4／1.4／1.0 既往最大事例 指数：31.9／8.4／11.8／56.3／6.9／19.3／13.2／30.4／10.7／8.4／13.6 既往最大事例 日付：2016/08/30／2016/08/30／2016/08/30／2016/08/30／2019/10/13／2016/08/30／2016/08/30／2016/08/30／2016/08/30／2016/08/30／2016/08/30 **6 時間先までの予測値と洪水警報等の基準への到達状況が確認できる。 危険度の赤は、過去の重大な災害の発生時に匹敵する危険な状況を表す。** ※　流域雨量指数そのものは相対的な洪水危険度を示した指標である。流域雨量指数の値を洪水警報等の発表基準と比較することで洪水発生の危険度（重大な洪水害が発生するおそれなど）を判断することができ、洪水警報等の発表基準への到達状況に応じて 6 時間先までの洪水発生の危険度が、色分けした時系列として表示される。 ※　令和４年６月から大雨特別警報（浸水害）の発表基準への到達状況も表示。 ※　洪水警報等の発表基準は、河川流域毎かつ市町村毎に過去の洪水発生時の流域雨量指数の値を網羅的に調査した上で設定しているため、流域雨量指数の計算では考慮されていない要素（ダムや堰、水門等の人為的な流水の制御、潮位の影響及び支川合流の影響、堤防等のインフラの整備状況の違いなど）も基準値には一定程度反映されている。
情報入手方法	・気象庁ホームページ

（14）　洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）

情　報 内容	◆流域雨量指数の予測値を 3 時間先までの予測として面的に示したもので、上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水発生の危険度の高まりを表す分布情報。 ◆洪水発生の危険度の高まりを、洪水警報等の発表基準への到達状況に応じて 5 段階に判定した結果を色分け表示している。 ◆危険度の判定には 3 時間先までの雨量予測に基づく流域雨量指数の予想を用いている。 ◆洪水警報が発表された市町村内において、水位周知河川及びその他河川等について、実際にどこで洪水発生の危険度が高まっているか、3 時間先までの予測が面的に概ね確認できる。水位周知河川及びその他河川の 3 時間先までの洪水発生の危険度の高まりの面的な把握の参考になる。
情　報 例	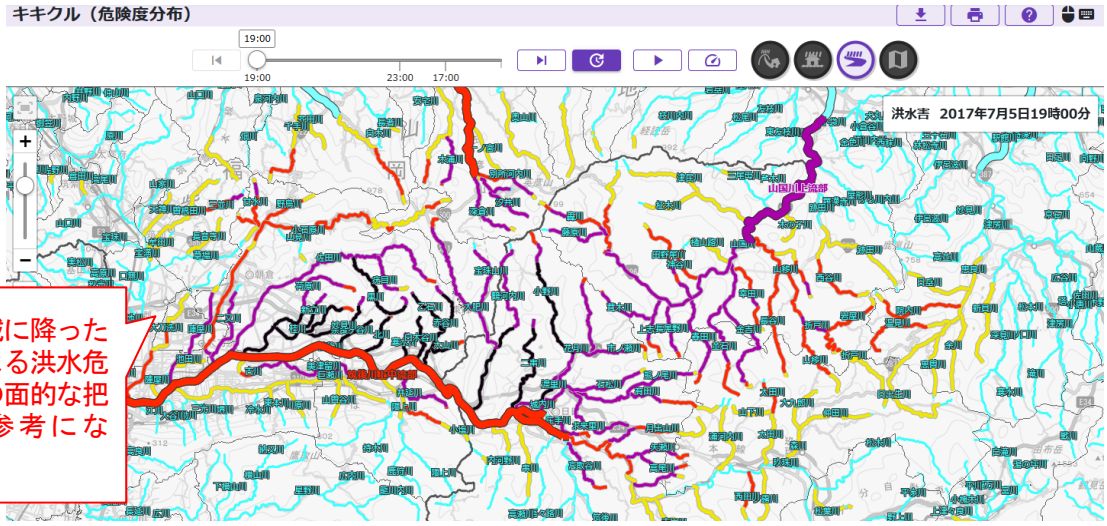 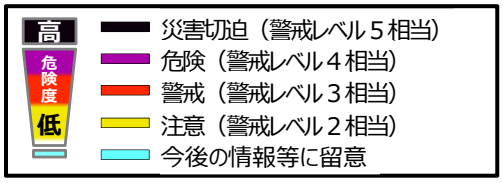 ※　洪水警報等の発表基準は、河川流域毎かつ市町村毎に過去の洪水発生時の流域雨量指数の値を網羅的に調査した上で設定しているため、流域雨量指数の計算では考慮されていない要素（ダムや堰、水門等の人為的な流水の制御、潮位の影響及び支川合流の影響、堤防等のインフラの整備状況の違いなど）も基準値には一定程度反映されている。
情　報 入　手 方法	・気象庁ホームページ

（15）　大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）

情報内容	◆短時間強雨による浸水害発生の危険度を面的に表す分布情報。 ◆１km 四方の領域（メッシュ）毎に、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、大雨警報（浸水害）等の発表基準への到達状況に応じて５段階に判定した結果を色分け表示している。 ◆危険度の判定には１時間先までの雨量予測に基づく表面雨量指数の予想を用いている。 ◆大雨警報（浸水害）が発表された市町村内において実際にどこで浸水害発生の危険度が高まっているか、面的に概ね確認できる。小河川・下水道等における警戒レベル３高齢者等避難の発令対象区域の判断に活用する。
情報例	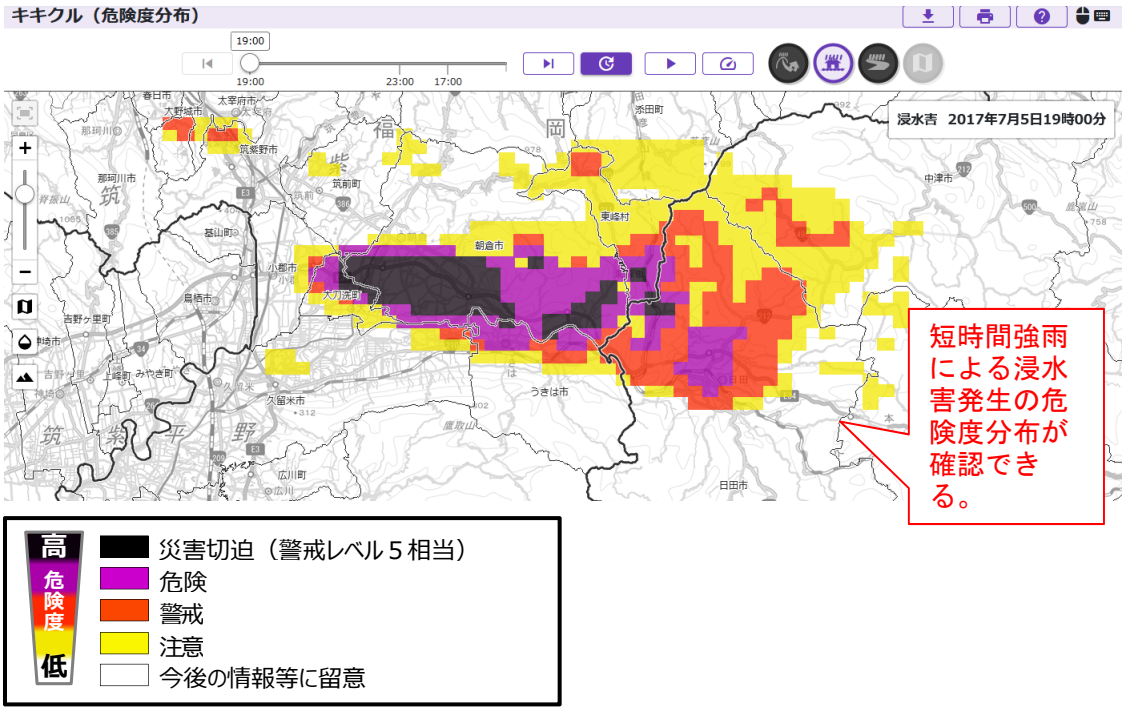
情報入手方法	・気象庁ホームページ

（16）　大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）

情報内容	◆大雨による土砂災害発生の危険度を面的に表す分布情報。 ◆1km 四方の領域（メッシュ）毎に、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の発表基準への到達状況に応じて 5 段階に判定した結果を色分け表示している。 ◆危険度の判定には 2 時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数等の予想を用いている。 ◆大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表された市町村内において実際にどこで土砂災害発生の危険度が高まっているか、面的に概ね確認できる。警戒レベル 3 高齢者等避難、警戒レベル 4 避難指示及び警戒レベル 5 緊急安全確保の発令対象区域の判断に活用する。
情報例	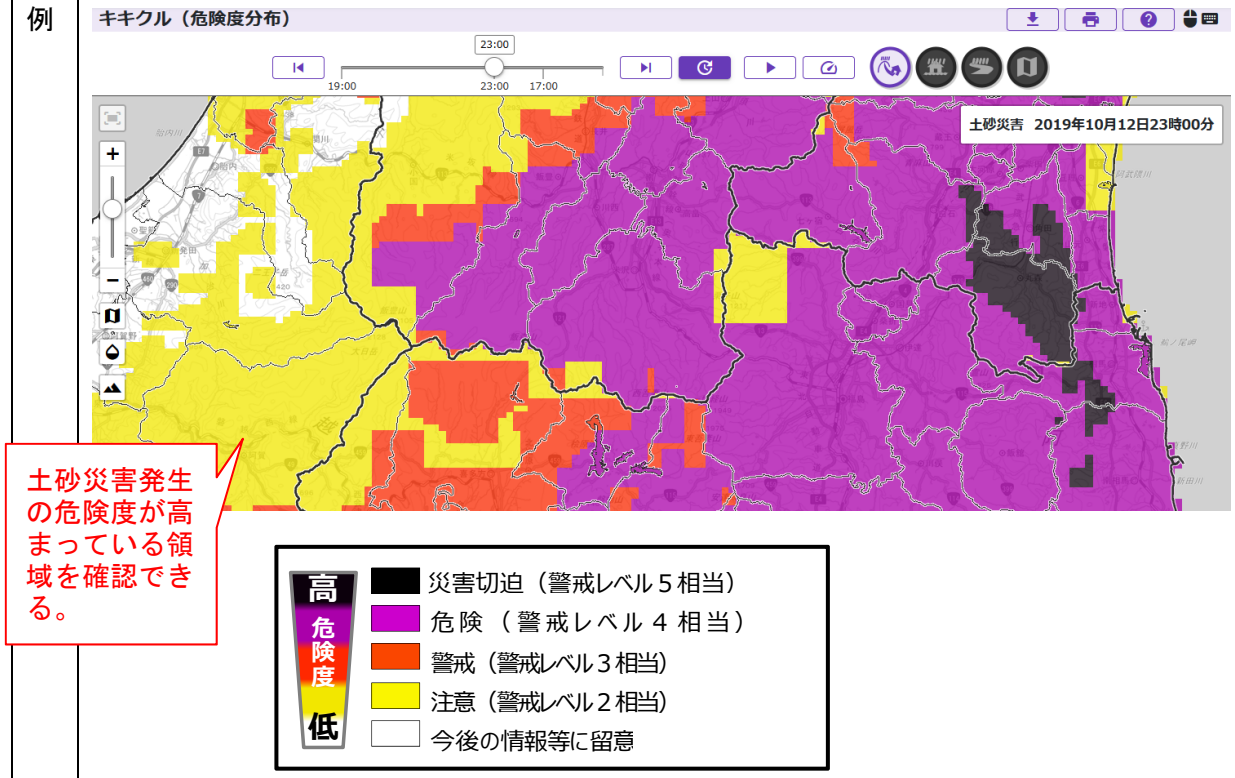
情報入手方法	・気象庁ホームページ

（17）　土砂災害危険度情報（都道府県提供）

情報内容	◆市町村長が避難情報の発令を行う対象区域を特定し、さらに災害を未然に防止できる適切なタイミングで避難情報の発令を行うための参考となるよう、各都道府県の防災情報システムにより提供されている。 ◆市町村内のより詳しい危険度がリアルタイムでわかるメッシュ情報や危険度の推移が分かる情報などがある。
情報例	【秋田県の事例】 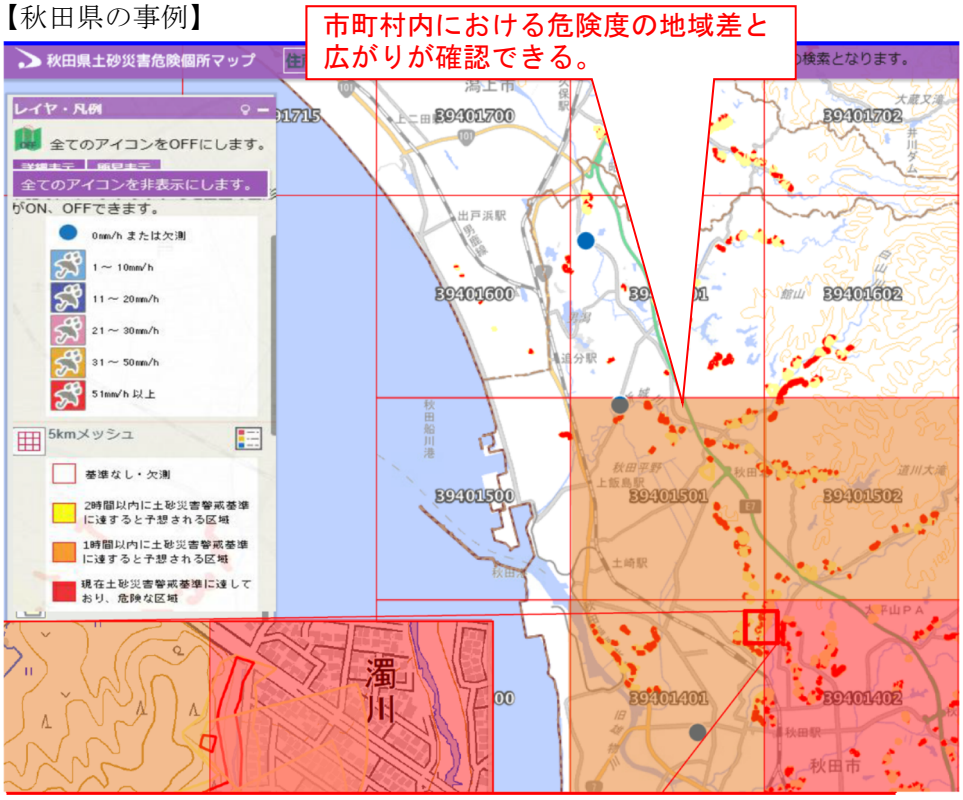 【高知県の事例】 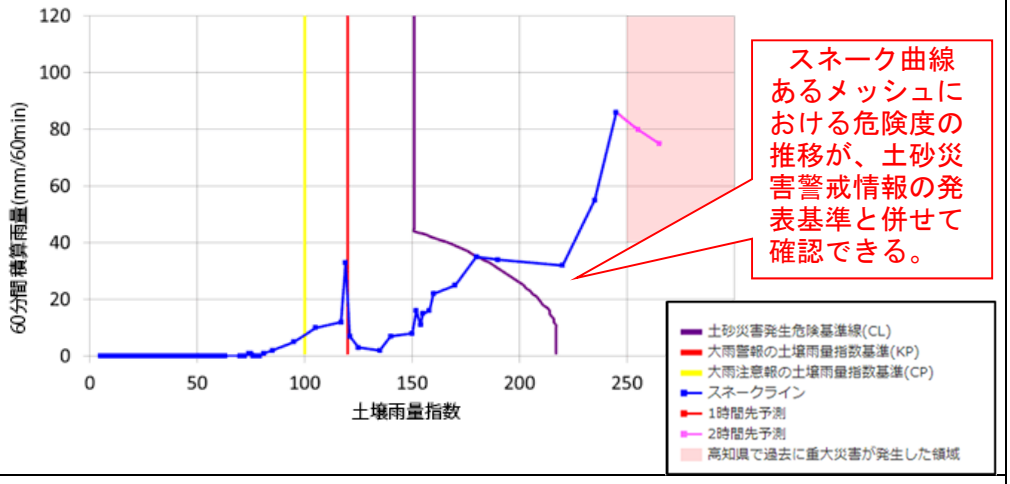
情報入手方法	・各都道府県の防災情報システム

（18）　土砂災害警戒情報

情報内容	◆大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。
情報例	秋田県土砂災害警戒情報　第6号 平成○年○月○日　○○時○○分 秋田県　秋田地方気象台　共同発表 【警戒対象地域】 大館市　鹿角市　北秋田市　仙北市　小坂町 【警戒解除地域】 能代市　上小阿仁村　藤里町　八峰町 【警戒文】 【警戒レベル４相当情報［土砂災害］】 ＜概況＞ 降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。 ＜とるべき措置＞ 崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、区市町村から発表される警戒レベル４避難指示などの情報に注意してください。 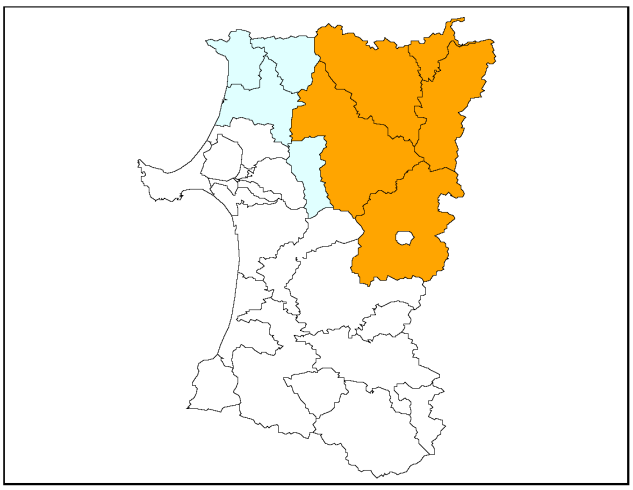 警戒対象地域 警戒解除地域 問い合わせ先 XXX-XXX-XXXX（秋田県河川砂防課） XXX-XXX-XXXX（秋田地方気象台） 土砂災害警戒情報が発表された市町村名が示されている。 土砂災害警戒情報が解除された場合は、その市町村名が示される。 参考となる警戒レベルが示されている。 問い合わせ先の部署名、電話番号等が示されている。
情報入手方法	・気象庁ホームページ

（19）　潮位観測情報

情報内容	◆潮位観測所ごとの実際の潮位、天文潮位。5 分又は 10 分ごとに更新される。 ◆高潮注意報、高潮警報の発表基準潮位も確認できる。 ◆潮位観測所がない市町村は数値計算に基づく潮位の推定値を表示。
情報例	潮位の時系列的な変化が図形式で確認できる。今後の天文潮位の変化や高潮注意報基準、高潮警報基準を確認することもできる。 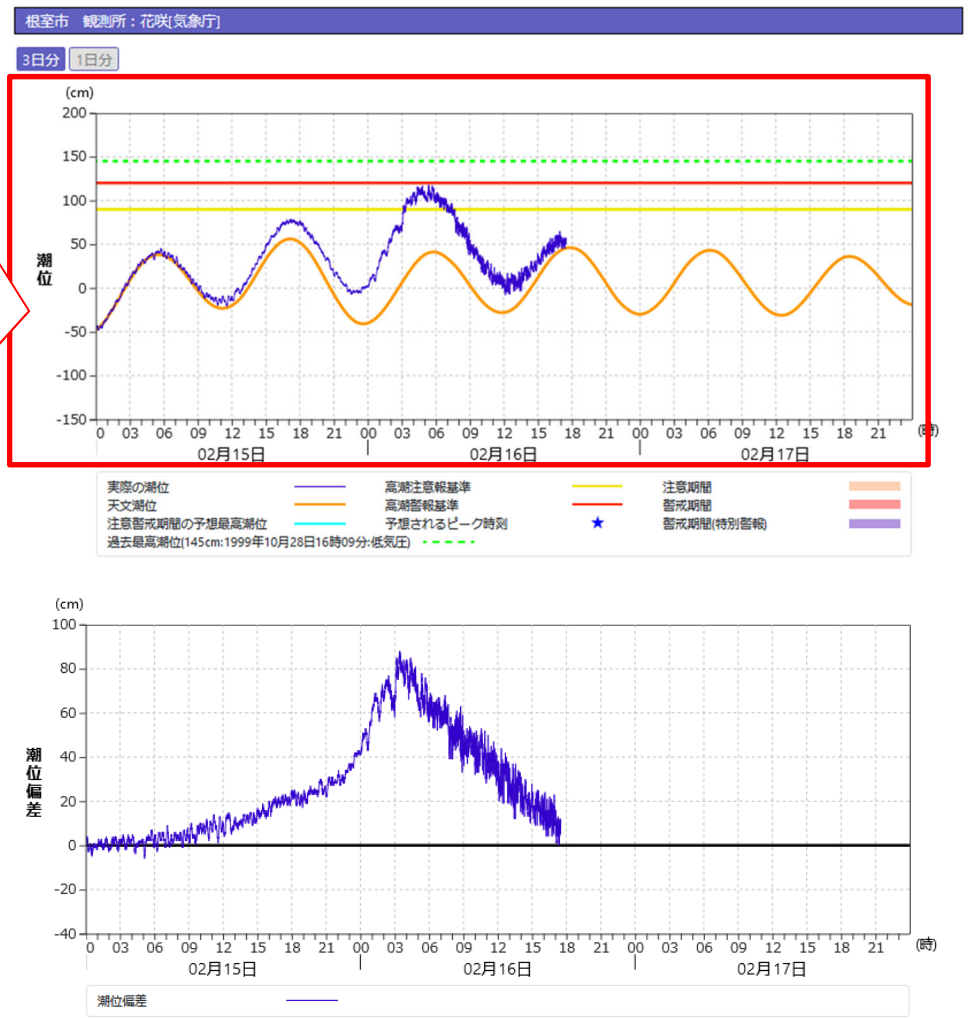
情報入手方法	・気象庁ホームページ ・防災情報提供センター（国土交通省）

（20）　津波に関する情報

<table>
<tr><td>情報内容</td><td>◆津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約３分を目途に、大津波警報、津波警報又は津波注意報が、津波予報区単位で発表される。
◆これら警報・注意報が発表された場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが津波情報として発表される。</td></tr>
<tr><td>情報例
（その１）</td><td>【津波情報の種類】
<table>
<tr><th>種類</th><th>情報の内容</th></tr>
<tr><td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td><td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ</td></tr>
<tr><td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td><td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻</td></tr>
<tr><td>津波観測に関する情報</td><td>沿岸で観測した津波の時刻や高さ</td></tr>
<tr><td>沖合の津波観測に関する情報</td><td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さ</td></tr>
</table>
※遠地で発生した地震による津波の場合、気象庁は、津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある</td></tr>
<tr><td>情報入手方法</td><td>・気象庁ホームページ</td></tr>
</table>

情報例（その２）実際に発表した津波警報ではなく、画面イメージです

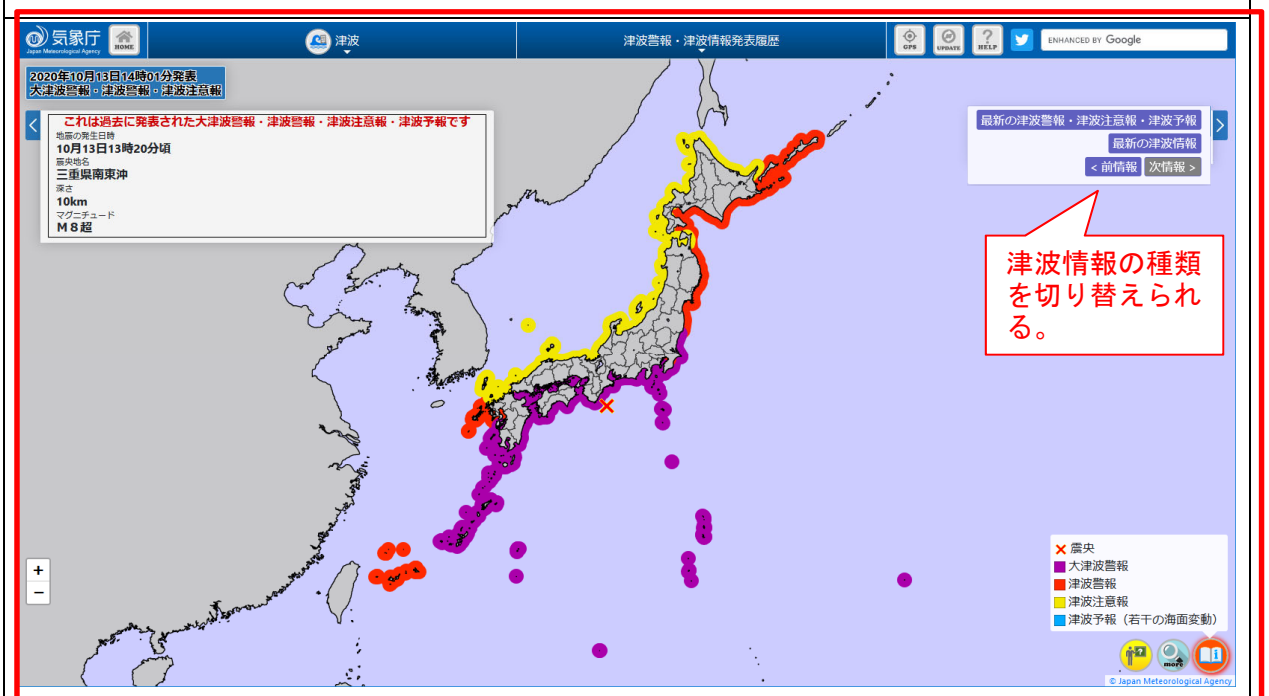

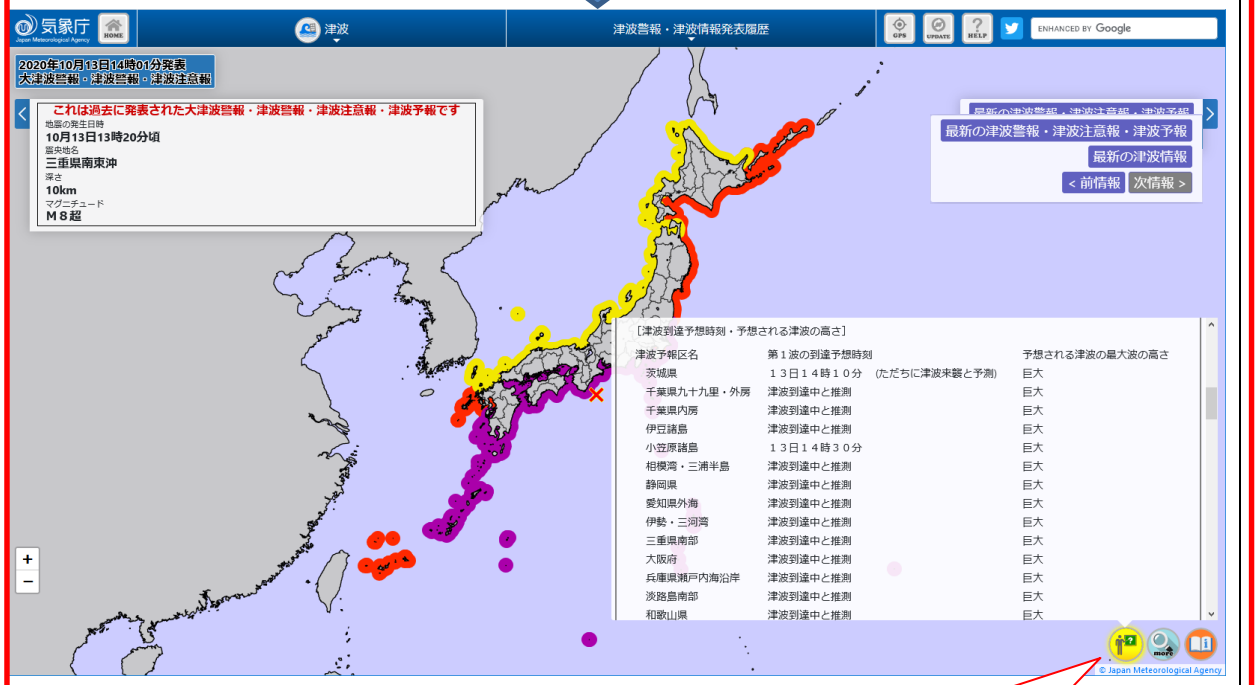

津波警報・津波注意報・予報において、ここを押すと津波予報区名ごとの津波到達予想時刻、予想される津波の高さが確認できる。

別冊資料Ⅱ　土砂災害の前兆現象について

表 2　土砂災害の前兆現象の例※

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山・斜面・がけ	・渓流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる	・がけに割れ目がみえる ・がけからは小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす	・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続いているのに川の水位が下がる ・土砂の流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす	・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	・濁水に流木が混じりだす	・樹木が傾く	・樹木が傾く
	その他	・渓流内の火花		・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴覚		・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がする
嗅覚		・腐った土の臭いがする		

（注）上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。
前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、又は発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべきである。

※　表については国土交通省河川局砂防部「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報の活用のあり方について」（平成 18 年 3 月）からの転載、注書については内閣府が記載

別冊資料Ⅲ　危険潮位の設定について

危険潮位：基準観測所潮位（又は各市町村の推定潮位）がその潮位を越えると、高潮被害のおそれがあるものとする。

下図を参考に避難情報の対象区域（以下「高潮避難区域」という。）ごとに設定。入手できるデータ等に応じて設定手法を選択して決定。

高潮避難区域：下記を考慮して設定した、避難情報の対象区域。

・海岸保全施設の整備状況が概ね同レベルの範囲

・海岸保全施設で防護される区域の住家等の有無

基準観測所潮位：潮位観測・予測が実施されている観測所のうち、地域の潮位（現地潮位）を最も適切に推測できる観測所の潮位。

各市町村の推定潮位：基準観測所潮位を基に、各市町村の潮位を推定した潮位。

現地潮位　：各高潮避難区域を代表する潮位。地形の影響などにより、基準観測所潮位と同じとは限らない。観測値は基準観測所潮位等でしか得られないため、それとの関係性を整理しておく必要がある。

①現地潮位との関係から整理

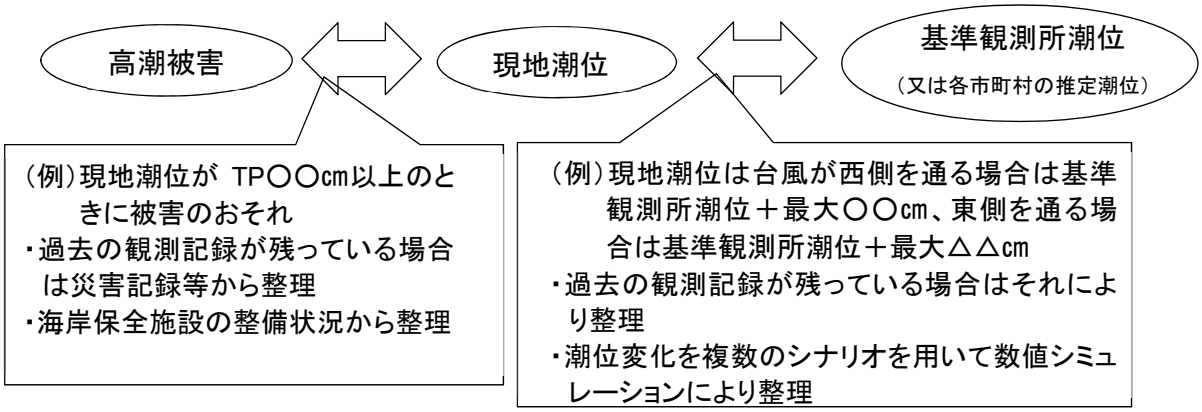

②過去の災害時の資料から直接整理

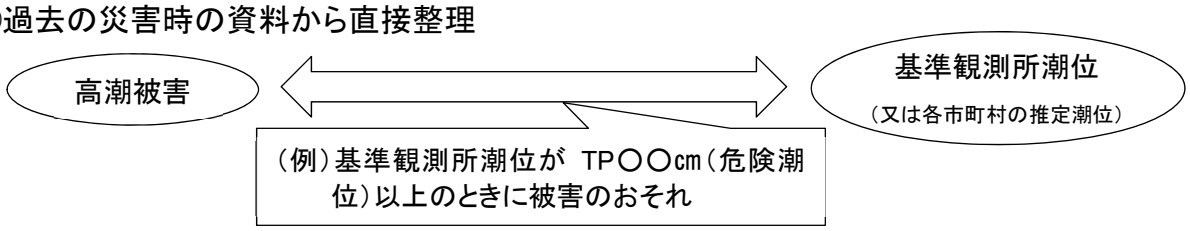

③高潮警報基準等を危険潮位として採用（①、②ができない場合）

過去の災害資料や現地潮位を介した整理が出来ない場合は、高潮警報基準や海岸保全施設の天端高などの既存の閾値を活用。

情報の収集

上記の調査のため、以下の情報を収集

・過去高潮記録

　　被害実態（市町村）

　　施設の状況（海岸管理者等）

　　気象、潮位の状況（気象台等）

・防潮施設の現状（海岸管理者等）

・高潮警報基準（気象台）

・現在の警戒レベル４避難指示基準等（市町村）

・海岸地形等（海岸管理者等）

留意点

・警戒レベル4避難指示等のためには、浸水シミュレーションや過去の災害の調査等により、浸水区域等を特定することが必要。

・危険潮位の設定に当たっては、海岸管理者、気象台、都道府県防災部局等の関係者と情報、認識の共有が必要。

・シミュレーションのシナリオ（台風の強さやコース）については、可能な限り複数の事例を想定。

・過去災害の調査に当たっては、できるだけ複数の事例を対象とし、当時の施設整備状況等を勘案する。

・海岸保全施設の整備状況を用いる際などには、波浪の影響を勘案する。

別冊資料Ⅳ　竜巻、雷、急な大雨への対応について

○竜巻、雷、急な大雨といった積乱雲がもたらす激しい現象は、短時間で局所的に発生することが特徴であり、最新の観測・予測技術をもってしても、発生する場所や時刻を予測することが困難であることから、本ガイドラインでは、避難情報の発令の対象としていない。

○竜巻、雷が発生する可能性に応じて、気象庁から、「気象情報」、「雷注意報」、「竜巻注意情報」の順に段階的に防災気象情報が発表される※1が、竜巻注意情報は、一次細分区域（○○県南部など）の単位で発表され、市町村単位では発表されていない。

○このため、「竜巻注意情報」が発表されたとき、竜巻、雷等が必ず発生するわけではないものの、市町村は、これらの現象が発生した場合に迅速な対応がとれるような体制を構築しておくことが望ましい。

○また、竜巻、雷、急な大雨は突然発生し、短時間で被害をもたらすことから、<u>各市町村は、これらの現象から身を守る方法※2を平時から居住者等へ周知しておく</u>ことが必要である。

※1：竜巻・雷に関し発表される警報はない。
※2：例えば、「積乱雲に伴う激しい現象の住民周知に関するガイドライン（気象庁、平成 27 年 3 月改定）」、「竜巻等突風対策局長級会議報告（竜巻等突風対策局長級会議、平成 25 年 12 月）」、「竜巻から身を守ろう！（内閣府・気象庁、平成 25 年 12 月）」などを参照

気象情報：注意報等に先立って注意を呼びかけたり、注意報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説するために発表される。

雷注意報：落雷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。発達した積乱雲の下で発生することの多い竜巻やダウンバースト等の突風、「ひょう」、急な強い雨に対する注意喚起を付加することもある。

竜巻注意情報：積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に一次細分区域（○○県南部など）の単位で対象に発表される。有効期間は、発表から 1 時間。

別冊資料Ｖ　用語集

本ガイドラインの中で用いている防災気象情報や避難情報の用語について整理した。

【あ行】

大雨警報（おおあめけいほう）

気象台が、大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。

表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表。

大雨警報（浸水害）の危険度分布（おおあめけいほうしんすいがいのきけんどぶんぷ）

気象庁が、大雨警報（浸水害）を補足するため、市町村内のどこで大雨警報（浸水害）基準値に達するかを視覚的に確認できるよう、表面雨量指数を基準値で判定した結果をメッシュ情報で提供。

浸水キキクルと同じ。

大雨警報（土砂災害）の危険度分布（おおあめけいほうどしゃさいがいのきけんどぶんぷ）

1km 四方の領域（メッシュ）毎に、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを 5 段階に判定し、結果を地図上に表示した情報。避難に要する時間を確保するために、危険度の判定には 2 時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数等の予想を用いている。気象庁 HP で提供されている。

土砂キキクルと同じ。

大雨注意報（おおあめちゅういほう）

気象台が、大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。

警戒レベル２。

大雨特別警報（浸水害）（おおあめとくべつけいほうしんすいがい）

気象台が、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表。具体的な指標は以下のとおり。

・過去の大規模な浸水害をもたらした現象に相当する流域雨量指数及び表面雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1 ㎞ 格子が概ね 20 個以上（流域雨量指数）又は 30 個以上（表面雨量指数）まとまって出現すると予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表。

大雨特別警報（土砂災害）（おおあめとくべつけいほうどしゃさいがい）

気象台が、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表。具体的な指標は以下のとおり。

・過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1 ㎞ 格子が概ね 10 個以上まとまって出現すると予想され、かつ、

さらに雨が降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

大津波警報（おおつなみけいほう）

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。なお、大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

屋内安全確保（おくないあんぜんかくほ）

本ガイドラインにおいて定義する、屋内での待避等の安全確保のこと。自宅・施設等の建物内に留まり、安全を確保する避難行動。

【か行】

解析雨量（かいせきうりょう）

アメダスや自治体等の雨量計による正確な雨量観測と気象レーダーによる広範囲にわたる面的な雨の分布･強さの観測とのそれぞれの長所を組み合わせて、より精度が高い、面的な雨量を1キロメートル格子で解析したもの。

家屋倒壊等氾濫想定区域（かおくとうかいとうはんらんそうていくいき）

家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。

a)家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水氾濫）

現行の建築基準に適合した一般的な構造の木造家屋について、浸水深と流速から倒壊等をもたらすような氾濫流が発生するおそれのある区域を推算したもの。

b)家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

過去の洪水規模別に発生した河岸侵食幅より、木造・非木造の家屋倒壊等をもたらすような洪水時の河岸侵食幅を、河岸高（堤内地盤高と平均河床高の差）や川幅等から推算したもの。

危機管理型水位計（ききかんりがたすいいけい）

洪水時の観測に特化した低コストの水位計。大河川では10分、中小河川では5分、水位が急激に上昇する河川は2分間隔で観測することを標準としている。河川の出水特性を踏まえて観測時間間隔を設定可能。

危険潮位（きけんちょうい）

その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、避難情報の対象区域毎に設定する潮位。

基準面（きじゅんめん）

陸地の高さや海の深さの基準となる面のこと。潮汐に関する基準面には、潮位の観測基準面、東京湾平均海面、潮位表基準面、基本水準面等がある。

強風注意報（きょうふうちゅういほう）

気象台が、強風によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表。警報基準への到達が予想されている場合には、発表文中で警報に切り替える可能性に言及する。

居住者・施設管理者等（きょじゅうしゃ・しせつかんりしゃとう）

本ガイドラインにおいて定義する、地域にいる全ての居住者、滞在者及び要配慮者利用施設、地下街等の所有者又は管理者のこと。

居住者等（きょじゅうしゃとう）

本ガイドラインにおいて定義する、地域にいる全ての居住者、滞在者のこと。

記録的短時間大雨情報（きろくてきたんじかんおおあめじょうほう）

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発表される情報。

緊急安全確保（きんきゅうあんぜんかくほ）

警戒レベル５緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。

ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市町村長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市町村は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市町村は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。

市町村長から警戒レベル５緊急安全確保が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する必要がある。

具体的にとるべき避難行動は、「緊急安全確保」である。

ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が市町村長から発令されるとは限らない。

関連条文は災対法第 60 条第３項である。

※切迫…災害が発生直前、または未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況

緊急地震速報（きんきゅうじしんそくほう）

地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り早く知らせる情報。

地震波には主に 2 種類の波があり、最初に伝わる早い波（秒速約 7km）を P 波、速度は遅い（秒速約 4km）が揺れは強い波を S 波という。この速度差を利用して、P 波を検知した段階で S 波による強い揺れを予想し、事前に発表することができる。また情報は光の速度（秒速約 30 万 km）で伝わることから、S 波を検知した後であっても、ある程度離れた場所に対しては地震波が届く前に危険を伝えることができる。

国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）（くにかんりかせんのこうずいのきけんどぶんぷすいがいりすくらいん）

国管理の洪水予報河川では、水位観測所の水位等に基づき、より短い間隔（200m 毎）での現況水位を推定し、現在の洪水の危険度を表示している。

警報（けいほう）

気象台が、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。気象、津波、高潮、波浪、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域（概ね市町村単位）毎に、定められた基準をもとに発表する。ただし、津波警報は全国を６６に区分した津波予報区に対して発表する。

警報級の可能性（けいほうきゅうのかのうせい）

早期注意情報を参照。

高解像度降水ナウキャスト（こうかいぞうどこうすいなうきゃすと）

雨量、降水強度について分布図形式で行う予報。5 分毎に発表し、30 分先までは 250m 格子単位で、35 分先から 60 分先までは 1km 格子単位で予報する。

洪水キキクル（こうずいききくる）

洪水警報の危険度分布を参照。

洪水警報（こうずいけいほう）

気象台が、洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。

洪水警報の危険度分布（こうずいけいほうのきけんどぶんぷ）

気象庁が、洪水警報を補足するため、市町村内のどこで洪水警報基準値に達するかを視覚的に確認できるよう、流域雨量指数を基準値で判定した結果の面的分布を提供。水位周知河川及びその他河川の洪水発生の危険度の 3 時間先までの予測の面的な把握の参考になる。

洪水キキクルと同じ。

降水短時間予報（こうすいたんじかんよほう）

1 時間降水量について分布図形式で行う予報。6 時間先までは 10 分毎に 1km 格子単位で、7 時間先から 15 時間先までは 1 時間毎に 5km 格子単位で予報する。

洪水注意報（こうずいちゅういほう）

気象台が、洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表。

警報基準への到達が予想されている場合には、発表文中で警報に切り替える可能性に言及する。

警戒レベル２。

洪水等（こうずいとう）

本ガイドラインにおいて定義する、洪水及び内水氾濫のこと。

降水ナウキャスト（こうすいなうきゃすと）

降水強度について分布図形式で行う予報。5分毎に発表し、1km格子単位で1時間後（5分～60分先）まで予報する。

洪水予報河川（こうずいよほうかせん）

水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川で、国又は都道府県が水位や流量の予報を行う。洪水予報河川は、水位等の予測が技術的に可能な流域面積の大きい河川が対象となる。

高齢者等避難（こうれいしゃとうひなん）

警戒レベル3高齢者等避難は、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。

避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。

市町村長から警戒レベル3高齢者等避難が発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。

具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。

本情報は高齢者等のためだけの情報ではない。高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

関連条文は災対法第56条第2項である。

【さ行】

災害・避難カード（さいがい・ひなんかーど）

本ガイドラインで提案する、洪水等（場合によっては複数の河川）、土砂災害、高潮、津波の災害毎に立退き避難の必要性、立退き避難する場合の場所を建物毎に整理して事前に記したカード。各家庭や各施設において、災害種別毎にどのように行動するのかを確認し、災害時は、市町村が発する避難情報の情報をトリガーとして、悩むことなく、あらかじめ定めた避難行動をとることができる。

山地災害危険地区（さんちさいがいきけんちく）

都道府県林務担当部局及び森林管理局が調査した山地災害（山腹崩壊、崩壊土砂流出、地すべり）による被害のおそれがある地区。

①山腹崩壊危険地区

山腹崩壊により人家や公共施設等に災害（落石による災害を含む）が発生するおそれがある地区

②崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、人家や公共施設等に災害が発生するおそれがある地区

③地すべり危険地区
地すべりにより人家や公共施設等に災害が発生するおそれがある地区

施設管理者等（しせつかんりしゃとう）
本ガイドラインにおいて定義する、要配慮者利用施設や地下街等の所有者又は管理者のこと。水防法等により、避難確保計画を作成することとされている。

指定緊急避難場所（していきんきゅうひなんばしょ）
災対法の規定により、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所。市町村により、災害種別に応じた指定がなされる。

指定避難所（していひなんじょ）
災対法の規定により、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所。市町村によって指定される。

小河川・下水道等（しょうかせん・げすいどうとう）
本ガイドラインにおいて定義する、その他河川等のうち、宅地や流路の状況等を基に事前に検討した結果、氾濫しても居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼさないと判断した小河川・下水道等のこと。

浸水キキクル（しんすいききくる）
大雨警報（浸水害）の危険度分布を参照。

水位周知海岸（すいいしゅうちかいがん）
水防法の規定により、都道府県知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

水位周知河川（すいいしゅうちかせん）
水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国又は都道府県は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。
水位周知河川は、洪水予報を行う時間的余裕がない流域面積が小さい河川が対象となる。

水位周知下水道（すいいしゅうちげすいどう）
水防法の規定により、都道府県知事又は市町村長が、内水氾濫により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

水位到達情報（すいいとうたつじょうほう）
水防法の規定により、水位周知河川・海岸・下水道において氾濫危険水位等に水位が到達した時に、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が発表する情報。市町村長による避難情報の発令判断のための重要な情報となる。

垂直避難（すいちょくひなん）

その場を立退き、屋内の上階等へ垂直方向に移動すること。

水平避難（すいへいひなん）

その場を立退き、災害リスクのある区域の外側等へ水平方向に移動すること。

水防団待機水位（すいぼうだんたいきすいい）

水防団が待機する水位。居住者等に行動を求めるレベルではない。

専門機関（せんもんきかん）

本ガイドラインにおいて定義する、市町村が助言を求めることのできる対象機関のこと。

早期注意情報（そうきちゅういじょうほう）

５日先までの警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が［高］［中］２段階で提供される。大雨、大雪、暴風（雪）、波浪、高潮の早期注意情報がある。このうち、大雨及び高潮の早期注意情報は、警戒レベル１（防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める）に対応。

その他河川等（そのたかせんとう）

本ガイドラインにおいて定義する、洪水予報河川、水位周知河川及び水位周知下水道以外の河川及び下水道のこと。河川特性等を考慮し、河川事務所等や気象台からの助言も踏まえ、避難情報の発令を判断する。

【た行】

待避（たいひ）

自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まり、災害を回避すること。なお、本ガイドラインにおいては「待避」との表現を用いているが、「たいひ」には、安全な場所に留まることに主眼を置いた「待避」と、安全な場所へ移動することに主眼を置いた「退避」と二通りの表記があるため、文脈に応じて表記を適切に使い分けること。

台風情報（たいふうじょうほう）

台風が発生したときに、気象庁から発表される情報。台風の実況と予報からなる。

a) 台風の実況の内容

台風の中心位置、進行方向と速度、中心気圧、最大風速（10 分間平均）、最大瞬間風速、暴風域、強風域。

b) 台風の予報の内容

120 時間先までの各予報時刻の台風の中心位置（予報円の中心と半径）、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域。

高潮警報（たかしおけいほう）

気象台が、台風などによる海面の異常上昇によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して概ね市町村単位で、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表。

高潮注意報（たかしおちゅういほう）

気象台が、台風などによる海面の異常上昇の有無および程度について、一般の注意を喚起するために概ね市町村単位で発表。災害の起こるおそれのある場合にのみ行う。

a) 高潮によって、海岸付近の低い土地に浸水することによって災害が起こるおそれのある場合。

b) 高潮には、浸水のほか、防潮堤・港湾施設等の損壊、船舶等の流出などがある。「異常潮」によるものを含む。

警報基準への到達が予想されている場合には、発表文中で警報に切り替える可能性に言及する。

警戒レベル２。

高潮特別警報（たかしおとくべつけいほう）

気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表。具体的な指標は以下のとおり。

・「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上。

立退き避難（たちのきひなん）

本ガイドラインにおいて定義する、自宅・施設等から指定緊急避難場所や安全な場所へ移動する避難行動。

竜巻注意情報（たつまきちゅういじょうほう）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に一次細分区域（〇〇県南部など）の単位で発表される。有効期間は、発表から１時間。

注意報（ちゅういほう）

気象台が、大雨等によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。

気象、津波、高潮、波浪、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷等の注意報がある。

各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域（概ね市町村単位）毎に、定められた基準をもとに発表する。

ただし、津波注意報は全国を６６に区分した津波予報区に対して発表する。

大雨・洪水・高潮の注意報は警戒レベル２。

潮位（ちょうい）

基準面から測った海面の高さで、波浪など短周期の変動を平滑除去したもの。防災気象情報における潮位は「標高」で表される。

「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）が用いられるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等が用いられる。

潮汐（ちょうせき）

約半日の周期でゆっくりと上下に変化する海面の水位（潮位）の昇降現象のこと。

津波警報（つなみけいほう）

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。

津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより重大な災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報を津波警報として行う。

津波注意報（つなみちゅういほう）

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に、該当する津波予報区に対して発表する。

津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより災害が起こるおそれのある場合は、浸水注意報を津波注意報として行う。

津波の高さ（つなみのたかさ）

「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平常潮位）と、津波によって変化した海面との高さの差である。津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報）で発表される「予想される津波の高さ」は、海岸線での予想値である。場所によっては予想された高さよりも高い津波が押し寄せることがある。また、津波情報（津波観測に関する情報）で発表される「津波の高さ」は、検潮所等で観測された津波の高さである。

天文潮（てんもんちょう）

潮汐のうち、月や太陽の起潮力のみによって生じる海面の昇降現象。潮汐は、天文潮に気圧や風など気象の影響が加わったもの。

天文潮位（てんもんちょうい）

主として天文潮を予測した潮位のこと。推算潮位。過去に観測された潮位データの解析をもとにして計算される。

東京湾平均海面（TP）（とうきょうわんへいきんかいめん）

標高（海抜高度）の基準面。水準測量で使用する日本水準原点はTP上24.3900mと定義されている。以前は東京湾中等潮位と呼ばれていたが、現在は用いられていない。

特別警戒水位（とくべつけいかいすいい）

水位周知河川、水位周知下水道、水位周知海岸において、付近の居住者等の避難の参考とするために設定された水位。

特別警報（とくべつけいほう）

気象台が、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して発表する警報。

気象、津波、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には、暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。

津波特別警報は「大津波警報」として発表される。

土砂キキクル（どしゃききくる）

大雨警報（土砂災害）の危険度分布を参照。

土砂災害危険度情報（どしゃさいがいきけんどじょうほう）

都道府県が独自に提供する情報で、1～5km メッシュ、10 分～60 分毎、最大 2～3 時間先までの土砂災害の危険度を表示している。なお、ほとんどの都道府県が、メッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を一般公開しており、国土交通省のホームページから、各都道府県のページにリンクしている。市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に比べて、時間的、空間的によりきめ細かく土砂災害の発生危険度を把握できる。

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域（どしゃさいがいけいかいくいき、どしゃさいがいとくべつけいかいくいき）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき都道府県が指定した、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

①土砂災害警戒区域　　：土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

②土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

土砂災害警戒情報（どしゃさいがいけいかいじょうほう）

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が警戒レベル４避難指示を発令する際の判断や住民の自発的避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

土砂災害の危険度分布（どしゃさいがいのきけんどぶんぷ）

本ガイドラインにおいて、気象庁が提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」と各都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」を総称した情報。

土壌雨量指数（どじょううりょうしすう）

降った雨が土壌にどれだけ貯まっているかを、雨量データから指数化して表したもの。1km メッシュ、10 分毎に計算している。土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）等の発表判断に用いられる。土砂災害発生の危険度分布は、判断基準との比較によって判定された土砂災害の危険度分布（気象庁が提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」及び各都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」）で確認できる。

【な行】

内水氾濫（ないすいはんらん）

降雨により下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる氾濫をい

う。水防法第 2 条に定める「雨水出水」のこと。

【は行】

氾濫開始相当水位（はんらんかいしそうとうすいい）

ある箇所の堤防天端高など氾濫が開始する水位を、その箇所を受け持つ水位観測所の水位に換算した水位を「氾濫開始相当水位」という。

同一の氾濫域を抱える一連の区域のうち、最も越水等の可能性が高い箇所を危険箇所といい、この危険箇所の氾濫が想定される水位をもとにした「氾濫開始想定水位」を予め把握し、「警戒レベル５緊急安全確保」等の発令基準とすることが考えられる。なお、指定河川洪水予報では、この水位への到達及び到達の予測をもって発表されるものではない。

氾濫危険情報（はんらんきけんじょうほう）

居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して危険なレベルとなるときに発表される洪水予報。急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を越えさらに水位の上昇が見込まれるとき、水位が氾濫危険水位に達した場合、等に発表される。

洪水予報河川以外にも、水位周知河川、水位周知下水道について、水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達した場合には、「××川氾濫危険情報」、「××市××地区内水氾濫危険情報」が発表される。

氾濫危険水位（はんらんきけんすいい）

洪水、内水氾濫により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位。市町村長の避難情報の発令判断の目安となる水位である。

水位周知河川においては、洪水特別警戒水位（水防法第 13 条）に、水位周知下水道においては雨水出水特別警戒水位（水防法第 13 条の 2）に相当する。

氾濫警戒情報（はんらんけいかいじょうほう）

居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して警戒を要するレベルとなるときに発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、水位予測に基づき氾濫危険水位に達すると予想された場合等には、「××川氾濫警戒情報」が発表される。

洪水予報河川以外に、あらかじめ国土交通大臣又は都道府県知事により指定された河川（水位周知河川）についても、水位観測値に基づき発表されることがある。

氾濫注意情報（はんらんちゅういじょうほう）

居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して注意を要するレベルとなるときに発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が氾濫注意水位に到達しさらに水位が上昇すると予想された場合、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続している場合等には、「××川氾濫注意情報」が発表される。

洪水予報河川以外に、水位周知河川についても、水位観測値に基づき発表されることがある。

氾濫注意水位（はんらんちゅういすいい）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位。水防団の出動の目安となる水位である。

氾濫発生情報（はんらんはっせいじょうほう）

居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫が発生しているレベルとなるときに発表される洪水予報。

洪水予報河川以外に、水位周知河川や水位周知海岸についても、発表されることがある。

避難計画（ひなんけいかく）

本ガイドラインにおいて定義する、要配慮者利用施設の設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により作成することとなっている災害に関する計画のこと。

避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）

災対法に規定された用語。要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

避難指示（ひなんしじ）

警戒レベル４避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。

居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。

市町村長から警戒レベル４避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。

具体的にとるべき避難行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等の自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。

関連条文は災対法第 60 条第１項である。

避難情報（ひなんじょうほう）

本ガイドラインにおいて定義する、警戒レベル３高齢者等避難、警戒レベル４避難指示、警戒レベル５緊急安全確保のこと。

避難判断水位（ひなんはんだんすいい）

市町村長の警戒レベル３高齢者等避難発令の目安となる水位であり、居住者等の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。指定緊急避難場所の解放、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定する。

表面雨量指数（ひょうめんうりょうしすう）

短時間強雨による浸水危険度の高まりに関する指標。降った雨が地中に浸み込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水がたまりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われる都市部では、雨水が地中に浸み込みにくくたまりやすいという特徴があり、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨の地表面でのたまりやすさを、タンクモデルを用いて数値化したもの。各地の気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の発表判断基準に用いられる。大雨浸水害発生の危険度の面的分布は、発表判断基準との比較によって判定された「大雨警報（浸水害）の危険度分布」で確認できる。

府県気象情報（ふけんきしょうじょうほう）

警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、各都道府県にある気象台などが適宜発表する情報。

PUSH 型（ぷっしゅがた）

情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段。

PULL 型（ぷるがた）

情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段。

暴風警報（ぼうふうけいほう）

気象台が、暴風によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して行う予報。平均風速がおおむね 20m/s を超える場合（地方により基準値が異なる）に発表。

暴風特別警報（ぼうふうとくべつけいほう）

気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表。具体的な指標は以下のとおり。

・「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上。

【や行】

要配慮者（ようはいりょしゃ）

平成 25 年 6 月に改正された災対法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。

予想最高潮位（よそうさいこうちょうい）

高潮注意報・警報・特別警報及び府県気象情報の中で明示される潮位の予想最大値。高潮によって浸水する範囲と密接な関係がある。

【ら行】

陸閘（りくこう）

河川、海岸等の堤防を、車両や人の通行が可能なように途切れさせ、高水時には門扉を閉鎖することで堤防等と同様の防災機能を有するようにした施設。

流域（りゅういき）

ある河川、又は水系の四囲にある分水界（二以上の河川の流れを分ける境界）によって囲まれた区域。

洪水予報では、水位を予測する基準地点に流入する水量を推算するための領域を指す。

流域雨量指数（りゅういきうりょうしすう）

河川の上流域に降った雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標。これまでに降った雨（解析雨量）と今後降ると予想される雨（降水短時間予報）を取り込んで、流出過程（タンクモデル）と流下過程（運動方程式）を簡易的に考慮して計算し、洪水危険度の高まりを指数化したもの。各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いられる。水位周知河川及びその他河川の氾濫において、6 時間先までの予測値の洪水警報基準への到達状況が警戒レベル３高齢者等避難等の発令の判断に活用できる。なお、3 時間先までの洪水危険度の面的分布の把握には「洪水警報の危険度分布」が活用できる。

流域平均雨量（りゅういきへいきんうりょう）

河川の流域ごとに面積平均した実況の雨量。河川の洪水と関係がある。

資料Ⅵ　ガイドライン策定・改定の経緯

＜平成 17 年 3 月　避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン策定＞

観測史上最多となる 10 個の台風が上陸した平成 16 年の水害、土砂災害等において、避難勧告等を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できていないこと、居住者への迅速確実な伝達が難しいこと、避難勧告等が伝わっても居住者が避難しないことが課題としてあげられた。この課題を解決し、適切な避難勧告等の発令により、居住者の迅速・円滑な避難を実現することは、市町村長の責務であるが、市町村長がそのような局面を経験することはそれほど多くなく、また一般的に各種災害対応に精通しているわけでもない。そこで、避難勧告等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の居住者に対して避難勧告等を発令するべきか等の判断基準について定めたマニュアルを市町村であらかじめ作成しておくことが不可欠であるとの考えから、そのための手引きとなる指針として、ガイドラインがとりまとめられた。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備（要援護者避難）情報 ※要援護者だけの情報と受け止められるとの指摘を受け、平成 26 年ガイドラインから避難準備情報に改められる	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動が出来る者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動が出来る者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※　自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の２階等に避難することもある。

＜平成 26 年 9 月　避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン改定＞

平成 17 年 3 月に策定されたガイドラインを参考にしつつ、各市町村において避難勧告等の発令判断･伝達基準の策定等が進められてきたが、ガイドライン策定以後に設けられた新たな制度や、東日本大震災をはじめとする災害の教訓等を踏まえ改定した。

改定にあたっては、「避難」に関する考え方をあらためて整理し、避難勧告等の具体的でわかりやすい判断基準を設定するための考え方を示すとともに、国の関係機関及び都道府県の関係部局や出先機関に助言を求めて判断基準を設定することや、市町村の防災体制の考え方を例示し、居住者に避難行動を認識してもらうための仕組みを併せて提案した。なお、改定直後は「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案)」として、「(案)」を付したものとし、約半年の試行期間を設けた後、平成 26 年 9 月に内容を変えずに「(案)」を取り、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」として改めて公表した。

	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難準備情報	・気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・(災害時）要配慮者は、立ち退き避難する。
避難勧告	・立ち退き避難する。 （ガイドライン本文引用 : 避難勧告等の対象とする避難行動には屋内安全確保も含めることとしたが、避難勧告等の発令基準の設定は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立退き避難が必要な場合を想定して設定するものとする。）
避難指示	･避難勧告を行った地域のうち､立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。 ・土砂災害から、立ち退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。 ・津波災害から、立ち退き避難する。

＜平成 27 年 8 月　避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン改定＞

平成 26 年 8 月の広島市における土砂災害等を踏まえ、平成 26 年 11 月に改正された土砂災害防止法及び土砂災害への総合的な対策についてとりまとめた「総合的な土砂災害対策の推進について（報告）」（平成 27 年 6 月、中央防災会議　防災対策実行会議　総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ）の内容を反映し、改定した。当該報告は土砂災害を対象としたものではあるが、提言内容については、土砂災害に限らず降雨に起因する自然災害全般への対策として有効であるものも多く含まれているため、他の災害にも反映した。

改定にあたっては、避難準備情報の活用（自発的な避難の推奨、夜間避難回避のための早期発令）、風雨等の状況に応じた避難行動をとること、PUSH 型と PULL 型とを組み合わせ多様化・多重化した伝達手段で避難勧告等を提供すること、指定緊急避難場所を避難準備情報の段階から開設し始め、開設情報を居住者に周知すること等を追記した。

さらに、平成 27 年 5 月の水防法改正を反映し、災害規模に応じた浸水想定範囲への避難勧告等の発令、地下街等の避難に関する記述の充実、水位周知下水道による内水氾濫を避難勧告発令対象への追加する場合の内水氾濫危険情報の活用方法の追加、水位周知海岸に係る高潮について避難勧告等発令への高潮氾濫危険情報の活用方法の追加等を行った。

	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難準備情報	・（災害時）要配慮者は、立ち退き避難する。 ・立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい（避難準備情報の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める）。 ・特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する（ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川・下水道等（避難勧告発令の対象とした場合）による浸水については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である）。 ・小河川・下水道等（避難勧告発令の対象とした場合）による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」（屋内のより安全な場所への移動）をとる。
避難指示	・避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。 ・津波災害から、立ち退き避難する。

＜平成 29 年 1 月　避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン改定＞

平成 28 年台風第 10 号により、岩手県岩泉町の高齢者施設が被災する等した水害を踏まえ、内閣府が設置した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」において、避難に関する情報提供の改善方策等について検討がなされ、平成 28 年 12 月に報告がまとめられた。報告では、ガイドラインの内容の充実に加え、実効性を高めるための取組みについて提言があった。

この報告及び平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害を受けて設置した「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、居住者等が的確な避難行動をとれるよう、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を改定し、内容の更なる充実を図り、ガイドラインの名称を「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」から「避難勧告等に関するガイドライン」に変更するとともに、使いやすさも考慮して、“避難行動・情報伝達編”、“発令基準・防災体制編”に分けることとした。

“避難行動・情報伝達編”においては、発令時に対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動をあわせて伝達することや、平時からの災害リスク情報の周知等を追記した。

“発令基準・防災体制編”においては、躊躇なく避難勧告等を発令するための体制を構築するため、全庁を挙げて役割分担する防災体制の構築や、発令基準に達した情報を市町村長が確実に把握できるような防災体制の構築等を追記した。

また、平成 28 年台風第 10 号による水害では、高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことが課題とされており、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、避難情報の名称を下記のとおり変更した。

（変更前）　　（変更後）

・「避難準備情報」　→　「避難準備・高齢者等避難開始」
・「避難勧告」　→　「避難勧告」
・「避難指示」　→　「避難指示（緊急）」

	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1 への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2 を行う。
避難指示（緊急）	・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1 への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2 を行う。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等
※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

＜平成 31 年 3 月　避難勧告等に関するガイドライン改定＞

平成 30 年７月豪雨では、気象状況等の悪化に伴い、多くの被災地では自治体から避難勧告が発令されるなど、避難行動を促す情報が出されたものの、自宅に留まる等により、豪雨災害では平成最大の 200 名を超える多くの方が亡くなった。

このような事態を踏まえて中央防災会議防災対策実行会議のもとに設置した「平成 30 年７月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」において、平成 30 年７月豪雨の教訓を今後に活かすべく議論が行われ、これまでの「行政主導の取組を改善することにより防災対策を強化する」という方向性を根本的に見直し、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築に向けた報告が平成 30 年 12 月にまとめられた。

この報告に加え平成 29 年５月の水防法や土砂災害防止法の改正（浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等への避難確保計画の作成や避難訓練の実施の義務化）等を踏まえ、居住者等が的確な避難行動をとれるよう、「避難勧告等に関するガイドライン」を改定した。

具体的には、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動と当該行動を居住者等に促す情報とを関連付ける警戒レベルの導入や、警戒レベル５として市町村が災害発生情報を発令し、既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を求めることとする等について内容の追加・充実を図った。

	立退き避難が必要な住民等に求める行動
【警戒レベル３】 避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル４】 避難勧告 避難指示（緊急）	全員避難 ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1 への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2 を行う。 ＜市町村から避難指示（緊急）が発令された場合＞ ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1 への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2 を行う。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。
【警戒レベル５】 災害発生情報	災害発生 ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

※1　近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2　屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

＜令和３年５月　避難情報に関するガイドラインへ改定＞

令和元年台風第 19 号(令和元年東日本台風)では、1 都 12 県 309 市区町村に大雨特別警報が発表され、国及び県管理河川において 142 箇所が決壊する等、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生した。これら豪雨では、避難をしなかった、避難が遅れたことによる被災や、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、また高齢者等の被災が多く、いまだ住民の「自らの命は自らが守る」意識が十分であるとは言えない。また、警戒レベルの運用により避難情報等は分かりやすくなったという意見がある一方で、避難勧告で避難しない人が多い中で、警戒レベル４の中に避難勧告と避難指示（緊急）の両方が位置づけられわかりにくいとの課題も顕在化した。このため、災対法を改正し、警戒レベル４の避難勧告と避難指示（緊急）については「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令することとするとともに、警戒レベル５を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し避難場所等への避難がかえって危険であると考えられる場合に直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報を改善したところ。この法改正を踏まえ、「避難勧告等に関するガイドライン」の名称を含め見直し、「避難情報に関するガイドライン」として改定した。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル１】 早期注意情報 （気象庁が発表）	**●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ** **●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める** ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル２】 大雨・洪水・高潮 注意報 （気象庁が発表）	**●発表される状況：気象状況悪化** **●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認** ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 （市町村長が発令）	**●発令される状況：災害のおそれあり** **●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難** ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル４】 避難指示 （市町村長が発令）	**●発令される状況：災害のおそれ高い** **●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難** ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保 （市町村長が発令）	**●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）** **●居住者等がとるべき行動：命の危険　直ちに安全確保！** ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。